

おおぶ男女共同参画プランⅥ

さんかく！おおぶ



2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

大府市

2021（令和3）年3月 策定

2026（令和8）年3月 改訂

はじめに

本市では、2021（令和3）年3月に「おおぶ男女共同参画プランⅥ」を策定し、男女が対等な立場で責任と役割を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現をめざして取組を進めてきました。策定から5年を迎えた今、社会情勢の変化や国・県の動向を踏まえ、本プランの中間見直しを行いました。



これまでの取組により、審議会など市政の意思決定の場における女性の参画は安定して高い水準を維持し、市職員の管理職に占める女性の割合も着実に伸びるなど、多様な視点を生かしたまちづくりが進んでいます。また、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児参画、地域における女性防災リーダーの活躍など、市民・事業者・行政が協働して進めてきた成果が着実に表れています。さらに、「こども家庭センター」の設置など、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備も進み、誰もが安心して暮らせる基盤が整いつつあります。

一方で、依然として性別による役割分担意識が根強く残り、仕事と家庭・介護の両立の難しさや、ライフステージに応じた男女双方の健康面でのリスク、さらにはDVなどの人権に関わる問題など、解決すべき課題も残されています。社会が複雑化する中で、これらの課題には個人だけでなく、地域全体で支え合いながら取り組んでいくことが求められています。

本市は、2023（令和5）年4月に、市としての人権尊重に関する基本的な考え方を市民と共有し、人権尊重の強いメッセージを発信するため、「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」を制定しました。多様な価値観や生き方を互いに認め合い、支え合うことが、地域の力を高め、未来を拓く原動力となります。今後も、市民の皆様一人ひとりの声を大切にしながら、すべての人が自分らしく生き、生涯を通じて輝けるまちの実現をめざしてまいります。

この中間見直しが、次の時代へ向けて新たな一歩を踏み出す契機となることを願い、市民の皆様とともに、誰もが笑顔で活躍できる大府の未来を築いてまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、多くのご意見、ご提言をいただきました皆様から心から感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月

大府市長 岡村 秀人

「おおぶ男女共同参画プランⅥ」中間見直しにあたり

大府市男女共同参画審議会では、市長からの諮問を受け、「おおぶ男女共同参画プランⅥ」の中間見直しについて審議を重ね、施策のさらなる推進に向けて、見直し内容を取りまとめる運びとなりました。

2020(令和2)年の新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに続くコロナ禍は、私たちの暮らしや働き方に大きな影響を与えましたが、人と人とのつながり方や生活の優先順位が見直される中で、多様な生き方への理解を深めることの大切さに改めて気づかされた時期でもありました。

さて、男女共同参画社会について語るとき、1986(昭和61)年に施行された「男女雇用機会均等法」は、やはり大きな節目であったと思います。社会の流れは変わり始め、多くの女性たちが、それぞれの力を発揮し、経験を重ねる機会を得られるようになりました。

大府市では、1995(平成7)年に「大府女性行動プラン」を策定して以来、男女共同参画の取り組みを大切に育んできました。その取り組みは、市民の皆さんの暮らしや、企業・学校・地域などの様々な場へと広がり、しっかりと根を張りました。審議会などにおける女性委員の登用率は50%を超え、また、市議会の女性議員比率は全国的にも高い水準にあります。男女共同参画を後押しするための関連講座は、拠点施設である「ミューいしがせ」を中心に年間100講座近く開催されており、力強く前進し続けています。

とはいえ、社会の変化は今も続いています。働き方の多様化、介護と子育てを同時に担うダブルケア、性別の捉え方の多様化など、私たちが向き合う課題は多岐に渡ります。こうした現状を踏まえ、「プランⅥ」の中間見直しは取りまとめられました。

これからの社会をより暮らしやすく、誰もが自分らしく生きられるものにしていくためには、皆さん一人ひとりの意識と、地域全体の力を合わせることが欠かせません。「おおぶ男女共同参画プランⅥ」中間見直し内容が、それぞれのお立場と取り巻く環境の中での願いを確かめ、男女共同参画社会に向けた歩み続けるための拠り所となれば、ありがたく思います。

終わりにあたり、多くの時間と知恵を寄せてくださいました大府市男女共同参画審議会の皆様、そしてパブリックコメントに協力してくださいました市民の方々に、心より御礼申し上げます。

2026(令和8)年3月

大府市男女共同参画審議会

会長 笠松 千尋

大府市 男女共同参画助言者挨拶

日本では、憲政史上初めて女性の首相が誕生し、これを契機に社会の変化が加速するのではないかと考えられます。大府市では、今年が「おおぶ男女共同参画プランVI」の中間年にあたりますが、このプランは後半に向けて、一層弾みがつくと期待されます。

「おおぶ男女共同参画プランVI」は、男女の固定的な役割分担の解消や、女性の能力開発を目指してきましたが、過去5年間にさまざまな成果をあげることができました。とくに審議会等への女性登用率、市職員に占める女性管理職の比率、女性の活躍促進を積極的に進める「あいち女性輝きカンパニー」として認証された企業の数、男女の役割分担に関する市民の意識の変化などでは、めざましい前進が見られました。

しかし、男女共同参画に向けた取り組みには、まだいくつかの課題が残されています。働く女性は増えていますが、働き方や生き方に関する悩みも多くなっています。職場では、依然として男女の仕事の分担に偏りがあり、そのために男性が職場を離れ難く、育児休業を取得しづらい状況が見られます。男性の育児休業取得率は着実に上がっていますが、育児休業の日数はまだ短く、男性が本格的・主体的に育児に携わるようになったとは言えません。また、全国的に自然災害が多くなっている中で、女性ならではの視点を防災計画に反映させ、人々が安心して暮らせるような備えを進めていくことも今後の課題として残されています。

現在の大府市、そして日本社会は男女共同参画社会への過渡期にあると考えられます。過渡期には、取り組みも前進したり、立ち止まったりを繰り返す可能性もあります。この過渡期を乗り越え、「女性の活躍」をことさら叫ばなくても男女が自然な形で共同参画できる社会を作っていくことが真の目標ではないかと考えられます。

そのためには、男女共同参画の基本理念や取り組みに関し、日ごろから啓発活動を行うことが重要で、教育機関の果たす役割は以前にも増して大きくなっています。また、情報技術を活用し、情報交換・情報提供などを進めることが、行政にとって、ますます重要になってくるのではないのでしょうか。情報化社会の進展を、男女共同参画の推進に結び付けていきたいと思っております。

2026(令和8)年3月

大府市男女共同参画審議会

助言者 岸 智 子

(南山大学 教授)

目 次

第1章 プラン策定の背景と本市の現状 1

- 1 国及び愛知県の動向 2
- 2 本市の動向 3
- 3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連 3
- 4 男女共同参画に関する現状 4

第2章 プラン策定の基本的な考え方 13

- 1 プラン中間見直しの趣旨 14
- 2 プラン推進のための基本理念 16
- 3 目指すまちの姿と基本目標 16
- 4 プランの計画期間 16
- 5 プランの位置付け 17
- 6 施策の体系 18
- 7 推進体制 19

第3章 プランの内容 21

基本目標 1 政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍 22

- 現状と課題 22
- 施策の方向（1）市政運営への女性の参画拡大 24
- 施策の方向（2）地域活動での女性の活躍促進 24

基本目標 2 男女共同参画社会に向けての意識改革 25

現状と課題 25

施策の方向 (3) 男女共同参画についての意識啓発及び学習の場の提供 . 27

施策の方向 (4) 男女平等と自立を目指す学校教育 27

基本目標 3 仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍 28

現状と課題 28

施策の方向 (5) ワーク・ライフ・バランスの推進 30

施策の方向 (6) 職場における女性の活躍促進 31

施策の方向 (7) 仕事との両立のための子育て支援策の充実 31

施策の方向 (8) 仕事との両立のための介護支援策の充実 32

基本目標 4 生涯を通じた健康づくりと男女の性の理解、尊重 33

現状と課題 33

施策の方向 (9) 生涯を通じた健康づくり 34

施策の方向 (10) 男女の性の理解と尊重 34

基本目標 5 あらゆる暴力の根絶と安心して暮らせる環境の確保 35

現状と課題 35

施策の方向 (11) DV被害者及び困難を抱える女性への支援の充実 . . 36

施策の方向 (12) DV及び女性に対する暴力防止の啓発 37

DV及び困難を抱える女性に関する支援体制 38

施策の進捗状況を表す指標及び目標一覧 40

資料編	43
1 男女共同参画に関する出来事（年表）	44
2 男女共同参画社会基本法	48
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	51
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	60
5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	66
6 おおぶ男女共同参画推進条例	70
7 大府市男女共同参画審議会規則	73
8 大府市男女共同参画推進会議設置要綱	74
9 大府市女性登用推進要綱	75
10 大府市男女共同参画審議会委員名簿	76
11 おおぶ男女共同参画プランⅥ策定及び中間見直しの経過	77
12 大府市男女共同参画審議会への諮問	78
13 大府市男女共同参画審議会からの答申	79

第1章

プラン策定の背景と本市の現状

1 国及び愛知県の動向

国では、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めてきました。その後、2020（令和2）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、すべての人が家庭でも仕事でも活躍できる働き方を実現するための取り組みが進められています。2016（平成28）年には、働くことを希望するすべての女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。施行以降、段階的に改正・強化され、2020（令和2）年6月には、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対して、「女性の活躍に関する情報の公表」が義務化され、2022（令和4）年4月には101人以上の事業主にも、「一般事業主行動計画の策定・届出」や「女性の活躍に関する情報の公表」が義務となりました。2022（令和4）年7月には301人以上の事業主の情報公表項目に「男女の賃金の差異」（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）が追加され公表が必須となりました。また、2024（令和6）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性が安心して相談できる環境の整備や自立した生活を送るための支援など、包括的な支援体制の強化が図られています。

愛知県では、国の動きを踏まえ、2001（平成13）年に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、2002（平成14）年には「愛知県男女共同参画推進条例」を施行しました。2021（令和3）年に策定した「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」においては、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「安心して暮らせる社会づくり」の3つを重点目標として、数値目標を設定しながら取り組みを進めています。また、2024（令和6）年3月には、「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」を策定し、困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会、個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現を目指しています。

2 本市の動向

本市では、1995（平成7）年に「大府女性行動プラン」を策定し、1999（平成11）年に「おおぶ男女共同参画プラン」へと刷新し、2003（平成15）年には「おおぶ男女共同参画推進条例」を制定しました。その後も、改定を重ねながら、「性別による固定の役割分担意識の解消」と「性別に関わりなく個性と能力を発揮できる」社会を目指してきました。石ヶ瀬会館「ミューいしがせ」（以下「石ヶ瀬会館」という。）を男女共同参画の拠点施設と位置付けて、講座や相談事業を実施しています。様々な市民団体、事業者、教育関係者と協働して、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めており、その一つとして、2018（平成30）年には、「イクボス宣言」や「あいち女性の活躍促進宣言」をしています。また、2023（令和5）年には、大府市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度を開始し、性的少数者を含むすべての市民の方々が、多様性を認め合い人権を尊重できる社会の実現を目指しています。

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015（平成27）年の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは2030（令和12）年までに達成すべき17の国連目標であり、その下に169のターゲット（具体的目標）、231の指標が定められています。

本プランの推進により、SDGsの17の目標のうち、特に目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を重視し、その達成を図るとともに、他の目標における男女共同参画に関連するターゲット指標にも留意していきます。



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

4 男女共同参画に関する現状

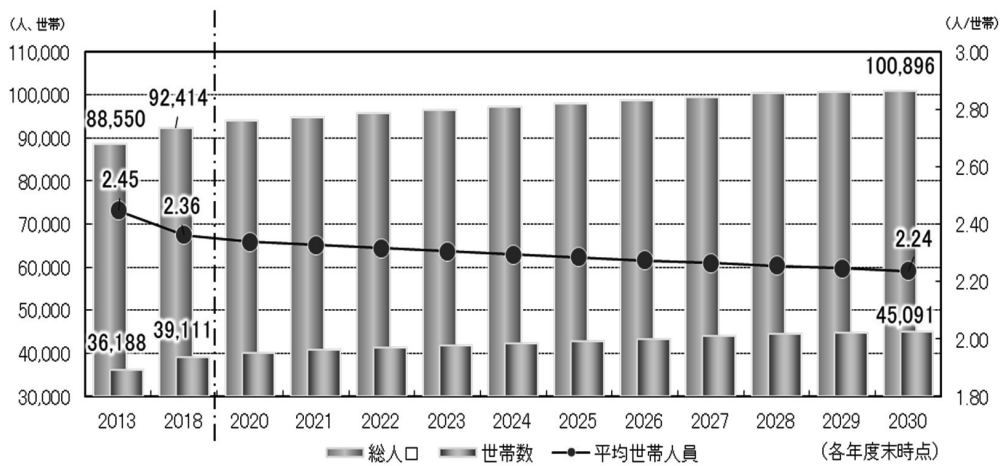
本市の状況を表すデータや男女共同参画施策に関するデータについて掲載します。各データは、本市の市民意識調査をはじめとした各種調査等に基づいています。

人口

本市の人口は、生産年齢人口の流入や自然増に伴い、今後もしばらくは緩やかな増加を続ける見込みです。第6次大府市総合計画においては、2030（令和12）年度の計画人口を10万人としています。

【図表①】第6次大府市総合計画における計画人口

（「第3次大府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より引用）



政策・方針決定過程における女性の参画

本市では、大府市女性登用推進要綱に基づいて、政策決定の場における女性の意見を反映させることを目的として、女性又は男性のいずれか一方が委員の総数の4割未満としないよう努めています。2024（令和6）年4月現在、女性登用率は50.1%となっています。

【図表②】審議会等（法令・条例設置）委員の女性登用率（各年4月現在、国は9月現在）

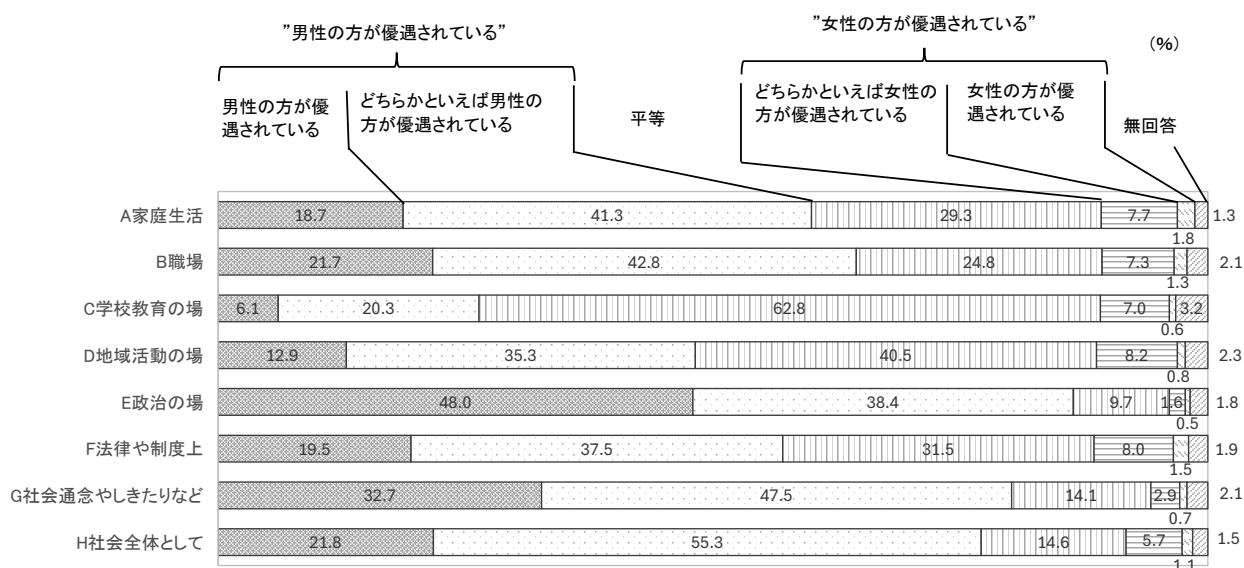
	年度	全体 (人)	男性 (人)	女性 (人)	女性登用率 (%)
国	平成26年度	1,854	1,198	656	35.4
	令和2年度	1,848	1,095	753	40.7
	令和6年度	1,881	1,091	790	42.0
愛知県	平成26年度	868	549	319	36.7
	令和2年度	941	564	377	40.1
	令和6年度	1,189	769	420	35.3
大府市	平成26年度	290	197	93	32.1
	令和2年度	338	218	120	35.5
	令和6年度	337	168	169	50.1

男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、「政治の場」、「社会通念、慣習・しきたりなど」、「社会全体として」において、「男性の方が優遇されている」との回答が約7割を占めています。一方、「学校教育の場」においては、半数以上が「平等」と回答しています。

【図表③】男女の地位の平等感（総数）（愛知県）

（2024（令和6）年 県男女共同参画意識に関する調査）



固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に、賛成（「賛成」、「どちらかといえば賛成」）と回答した人の割合は20.9%で、前回調査時から12.1ポイント減少しており、固定的性別役割分担意識に対する啓発が進み、市民一人ひとりの意識が変化したことが考えられます。ただし、年齢別に見ると、70歳以上の高齢層では依然として、固定的性別役割分担意識の意識が根強いことが分かります。

【図表④】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか

（2024（令和6）年 市民意識調査）

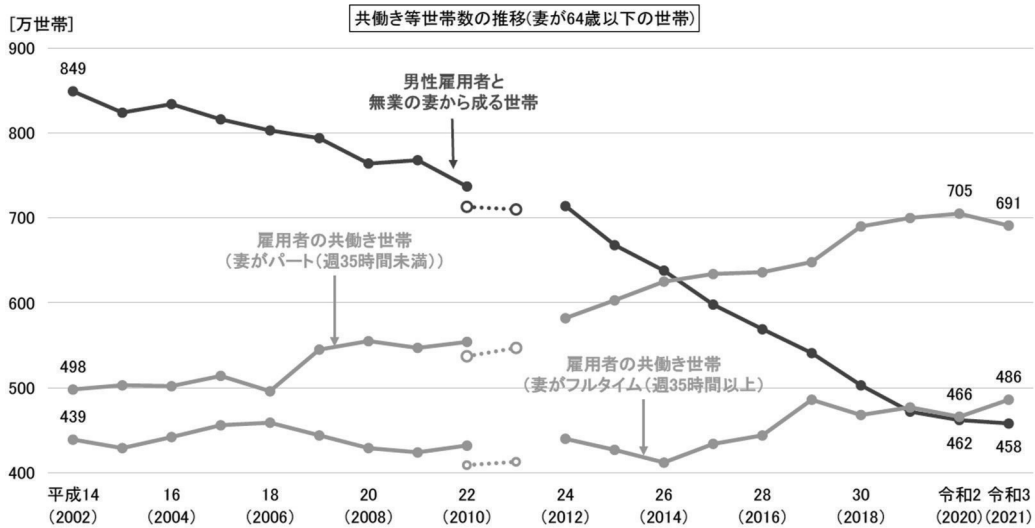
比較	項目	賛成又はどちらかという賛成		反対又はどちらかという反対		わからない		回答なし	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
比較	大府市（令和元年度）	33.0%		51.3%		14.0%		1.7%	
	大府市（令和6年度）	20.9%		56.8%		21.1%		1.1%	
	愛知県（令和6年度）	34.5%		63.9%		-		1.6%	
	国（令和6年度）	33.1%		64.8%		-		2.1%	
性別年齢別	全体	23.1%	19.3%	53.4%	59.5%	22.2%	20.3%	1.3%	1.0%
	10歳代	5.9%		64.7%		29.4%		0.0%	
	20歳代	16.0%		63.0%		21.0%		0.0%	
	30歳代	24.5%		57.0%		18.5%		0.0%	
	40歳代	13.6%		62.1%		23.8%		0.4%	
	50歳代	16.0%		62.9%		20.6%		0.4%	
	60歳代	19.0%		59.5%		21.1%		0.5%	
	70歳代	23.6%		53.2%		20.0%		3.2%	
	80歳以上	36.9%		38.1%		21.9%		3.1%	

共働き

女性の社会進出に伴い、共働き世帯の割合は増加傾向にあります。これまでの「片働き」（夫のみ就労）から「共働き」へ、さらに共働きしながら子どもを育てる家庭も増加しており、仕事と家庭を両立するライフスタイルへの移行が進んでいます。

【図表⑤】 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

(2022 (令和4)年 内閣府「男性の家庭・地域社会における活躍について」)

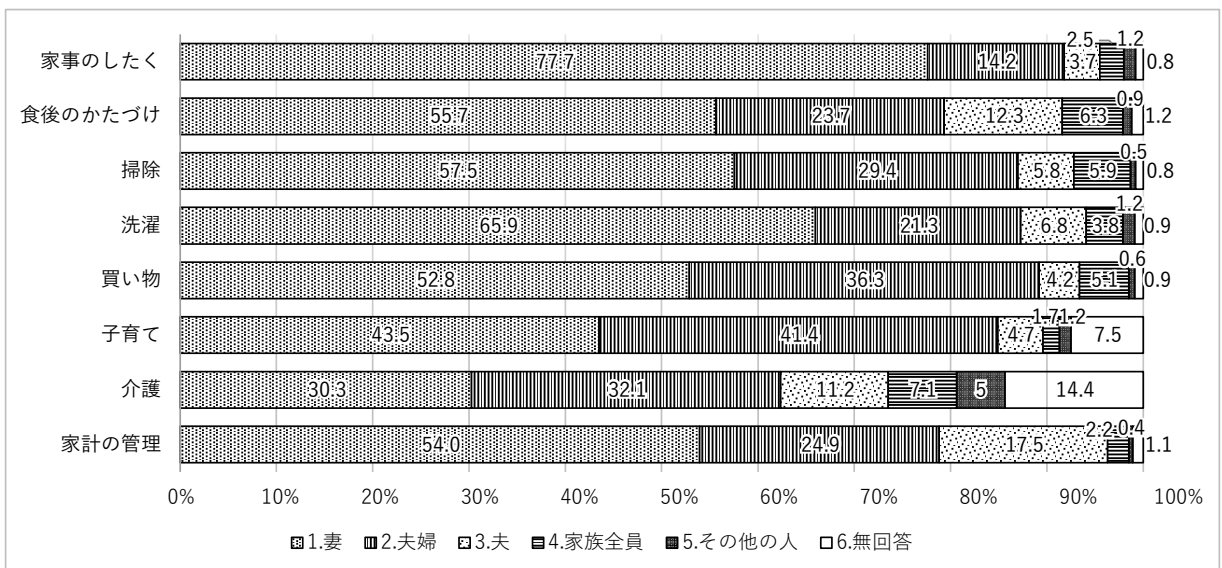


家事分担

共働き世帯が増加する一方で、依然として女性に家事や育児などの負担が偏っている状況があります。育児や介護をはじめとしたライフイベントの際には、両立が難しくなり、特に女性が正規雇用で働き続けることが困難になるケースが見られます。

【図表⑥】 あなたの家庭では、次の家事を主に誰が分担していますか。

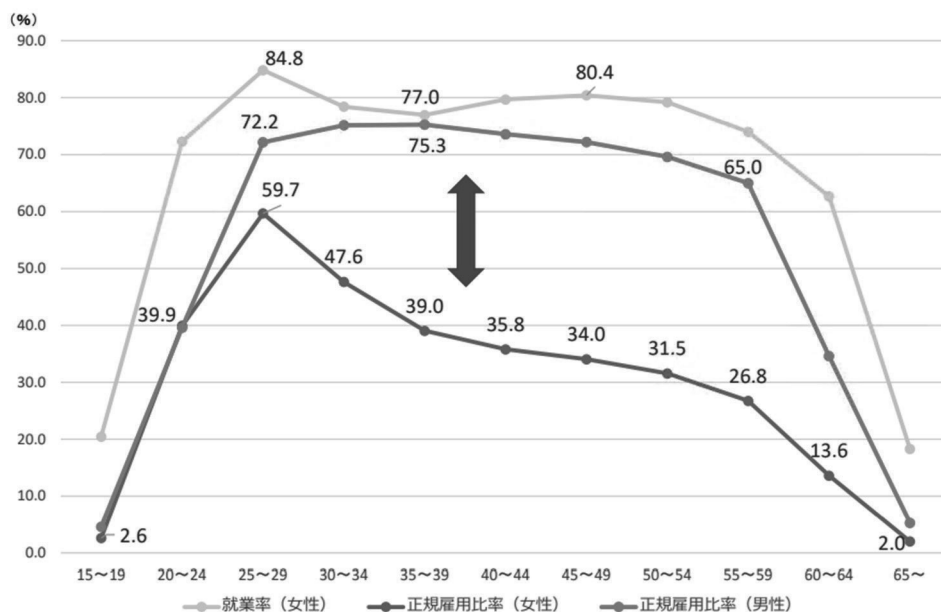
(2024 (令和6)年 県男女共同参画意識に関する調査)



女性正規雇用比率

女性は出産を機に退職したり、働き方を変えたりし、その後育児期間を経て非正規で働く状況（L字カーブ）がみられます。こうした状況を解消するためには、仕事を続けやすくするための支援やサービスの充実だけでなく、制度を利用しやすい職場環境づくりが必要です。

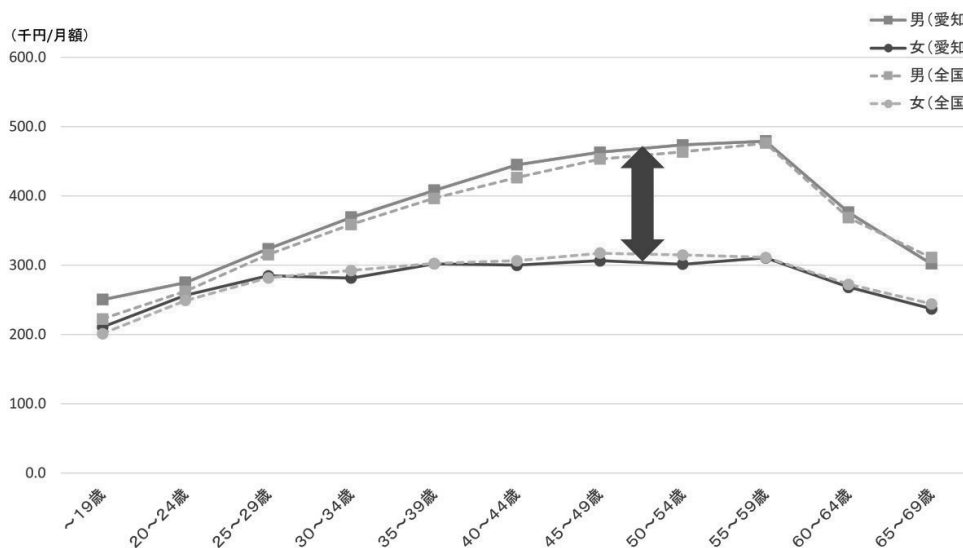
【図表⑦】女性の年齢階級別正規雇用比率 (2024(令和6)年 総務省 労働力調査)



男女の賃金格差

男女の賃金格差は、女性の正規職員の割合が低いこと、また、管理職や役員になる女性が少ないことが原因であると考えられます。愛知県は、全国に比べてこの男女の賃金格差が大きくなっています。

【図表⑧】男女の賃金格差 (2024(令和6)年 賃金構造基本統計調査)

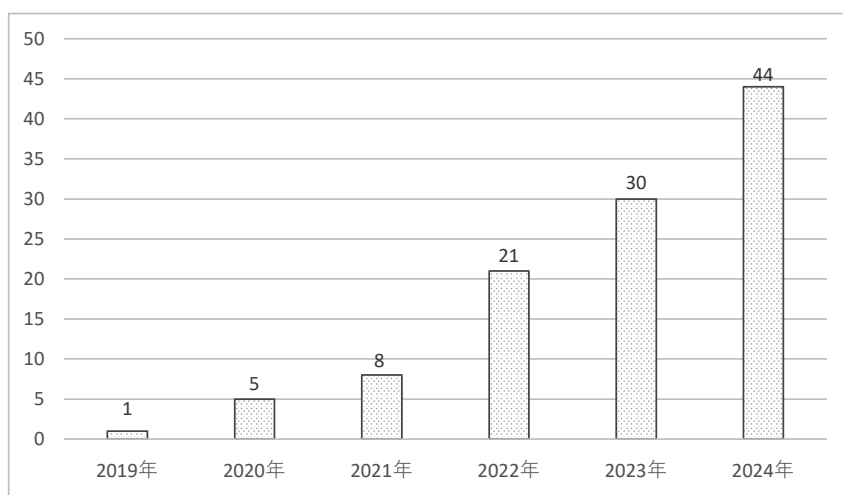


女性の活躍に向けた企業数（「あいち女性輝きカンパニー」の認証）

「あいち女性輝きカンパニー」とは、女性の活躍を促進するために積極的な取り組みを行う企業等を、愛知県が認証する制度です。女性の「定着」と「活躍」の場を広げることを目的としています。

【図表⑨】本市における「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数の推移

（2024（令和6）年度末時点）

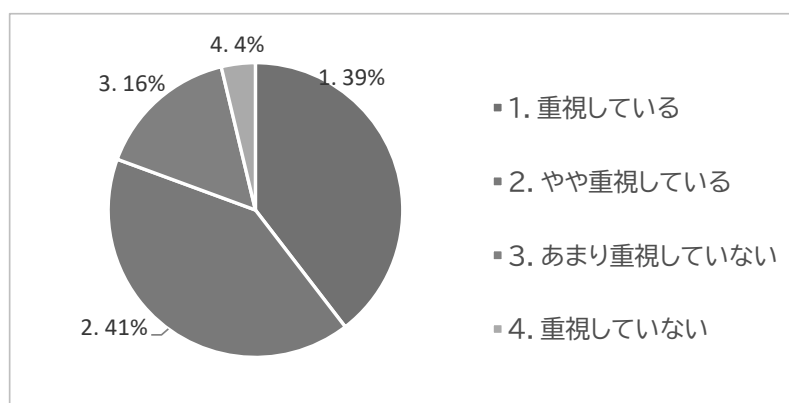


あいち女性輝きカンパニー
認証ロゴマーク

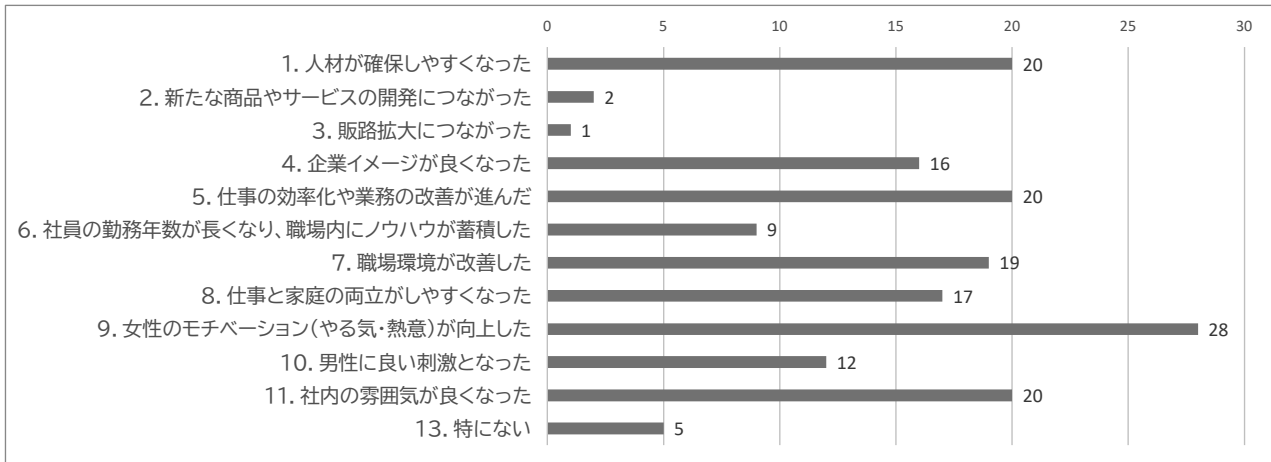
市内企業等における女性活躍推進の状況

市内に本社のある事業所等に対して令和7年度に実施した「大府市女性の活躍状況実態調査」において、女性活躍推進について重視している企業は全体の約8割ありました。女性活躍推進のメリットについては、「女性のモチベーションが向上した」、「人材が確保しやすくなった」、「仕事の効率化や業務の改善が進んだ」と回答した割合が高い結果となりました。また、「あいち女性輝きカンパニー」の認証制度を「知らない」と回答した割合が約6割という結果となりました。

【図表⑩】女性活躍推進についての考え（2025（令和7）年 市内事業所調査）



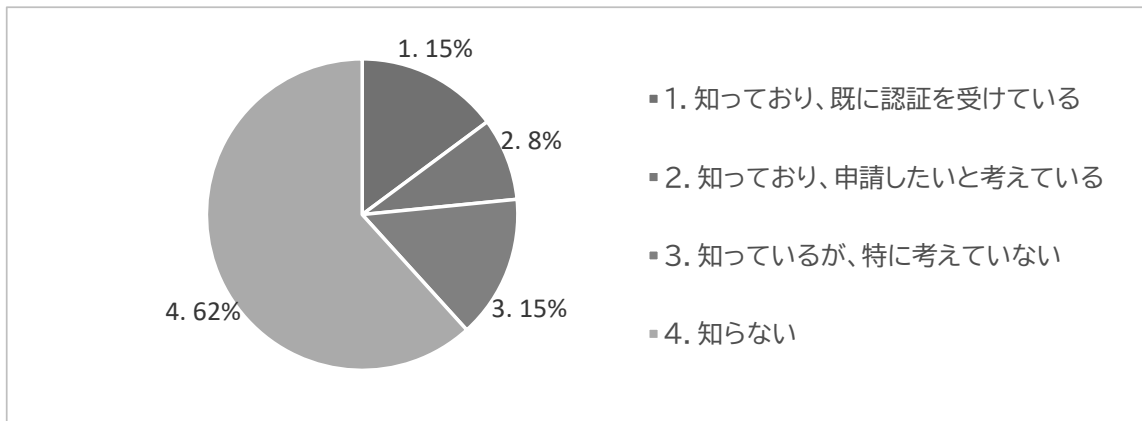
【図表①】女性活躍推進のメリット (2025 (令和7) 年 市内事業所調査)



(自由記入より一部抜粋、要約)

- ・ 育休から復職する女性が 100% となった。
- ・ 業務効率化、デジタル化に貢献。
- ・ 女性輝きカンパニーの認証に伴い、社内が女性活躍を意識するようになった。
- ・ 女性の職域が広がり、雇用拡大につながった。
- ・ 女性の採用を増やし、場の雰囲気も明るくなり、社内の雰囲気が変わった。

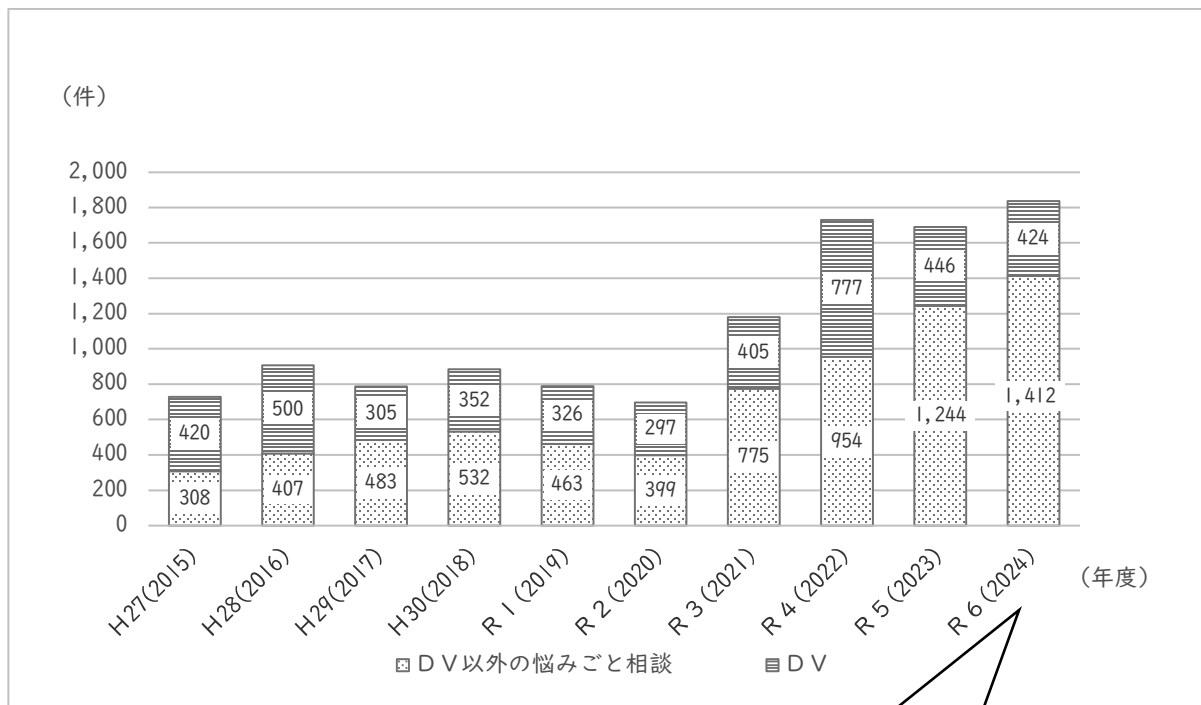
【図表②】愛知県が実施している「あいち女性輝きカンパニー」認証制度を知っているか (2025 (令和7) 年 市内事業所調査)



女性の悩みごと相談

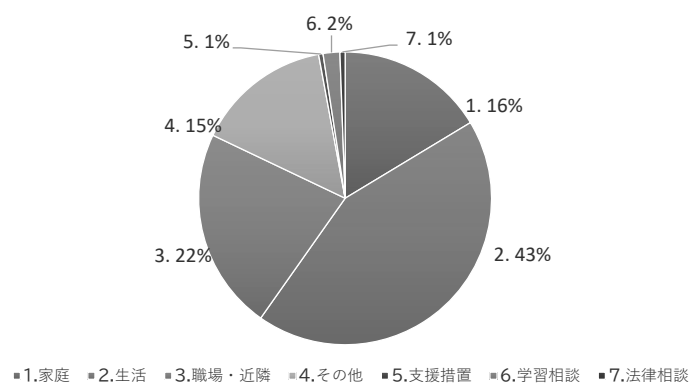
本市では、石ヶ瀬会館に女性の悩みごと相談窓口を設置しており、相談件数はコロナ禍以降増加傾向にあります。経済的困窮や家族関係の問題、職場の悩みなど多様な相談が寄せられており、相談内容は複雑化・多様化していることが特徴です。

【図表③】大府市の女性の悩みごと相談におけるDV相談件数（石ヶ瀬会館調査）



【DV以外の相談件数（2024（令和6）年の内訳）】

相談区分	DV以外相談件数
1. 家庭	231
2. 生活	613
3. 職場・近隣	315
4. その他	212
5. 支援措置	7
6. 学習相談	26
7. 法律相談	8
計	1,412



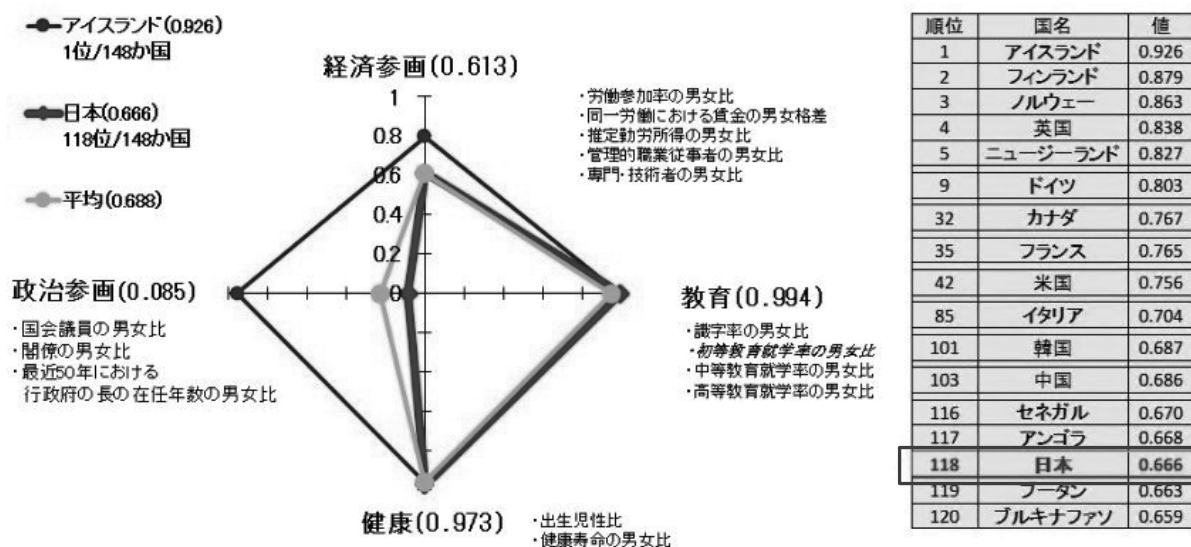
<参考>

国際的な動き

ジェンダー・ギャップ指数は、世界各国における男女格差を経済、政治、教育、健康の4分野で測ったものであり、スコアが1に近いほど格差が小さいことを示しています。日本は、2025（令和7）年の発表で148か国中118位であり、特に政治分野、経済分野において男女格差が大きいとされています。

ジェンダー・ギャップ指数が低いことは、男女間の雇用格差や賃金格差、女性に対する暴力の増加などの拡大に繋がるため改善が急務となっています。

【図表④】ジェンダー・ギャップ指数 2025 年



(世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成された内閣府資料から引用)

第2章

プラン策定の基本的な考え方

Ⅰ プラン中間見直しの趣旨

本市は、2021（令和3）年3月に、「おおぶ男女共同参画プランⅥ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者、教育関係者等が連携して取り組んできました。

計画期間の中間年度を迎え、評価指標や取組等の中間評価を行い、国・県の動向や本市の関連計画との整合性を図り、相互に連携して施策の推進を図るため「おおぶ男女共同参画プランⅥ」の中間見直しを行いました。

中間見直しにおける目標値及び指標の変更等

① 新設（6指標）

基本目標 (中間見直し時)	指 標	計画 策定時	中間 見直し時	目標値	内 容
1-(1)-②	市職員の課長補佐・総括係長級に占める女性の割合	31.1% (R2.4)	33.3% (R7.4)	35% 以上	管理職の候補となる職員に占める女性の割合
2-(4)-①	人権教育・キャリア教育を実施している市内小中学校	市内全学校で実施	市内全学校で実施	市内全学校で実施	道徳教育・職場体験活動等を通じて、人権教育・キャリア教育を実施している市内の小中学校
3-(6)-①	「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	5社	44社	65社 以上	市内に本社がある企業等で、あいち女性輝きカンパニーの認証企業数
4-(9)-①	この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	97.8%	96.9%	99.5%	4か月児健診の問診で、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合
4-(9)-②	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（男性）	平均寿命 81.5年 健康寿命 79.9年 差1.6年 (R1)	平均寿命 83.1年 健康寿命 81.4年 差1.7年 (R5)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班」が示す「健康寿命の算定方法の方針」により算定した健康寿命の増加
4-(10)-①	石ヶ瀬会館での性に関する正しい知識に関する講座への参加者数（累計）	実施なし (R2)	253人 (R3からの累計)	350人 以上	石ヶ瀬会館が実施した性に関する正しい知識に関する講座やセミナー等への参加者の累計数

② 見直し（4指標）

基本目標 (中間見直し時)	指標	計画 策定時	中間 見直し時	目標値	変更内容
3-(5)-①	大府市雇用対策協議会会員事業所における男性育児休業取得実績のある事業所の割合	12.6% (R2.6)	42.9% (R7.1)	60%以上	事業所数が当初の目標値を達成したため、割合表記に変更（旧：事業所数）
3-(7)-①	待機児童 <u>0人</u> を維持	待機児童 なし	待機児童 <u>0人</u>	待機児童 <u>0人</u>	標記の変更 (旧：待機児童なし)
5-(11)-①	DVや困難を抱える女性に対する相談窓口開設の維持	石ヶ瀬会館 休館日を 除く毎日	石ヶ瀬会館 休館日を 除く毎日	石ヶ瀬会館 休館日を 除く毎日	「困難を抱える女性に対する」を追記
5-(11)-③	DV及び困難を抱える女性連絡会の開催回数	1回	1回	1回以上	DV連絡会の中で、困難を抱える女性の支援についても連携、情報交換を行う。

③ 削除（7指標）

基本目標 (計画策定時)	指標	計画 策定時	中間 見直し時	目標値	削除理由
2-(4)-①	市内小中学校における児童会・生徒会会長に立候補した児童・生徒の女性の割合	48.8% (R2.6)	53.0%	40%以上 60%未満	性別にかかわらず、希望する児童・生徒が公平に挑戦できる環境が整っているため
2-(5)-①	男女共同参画に関する講座等を実施した施設数	9施設	12施設	17施設	石ヶ瀬会館を中心に学習機会が提供される体制が整っているため
3-(6)-②	男性を対象とした家事や育児、介護に関する講座やセミナーの実施回数	13回	12回	17回以上	家事・育児・介護は性別や年齢を問わず取り組むべきものであり、石ヶ瀬会館を中心に学習機会の提供が定着しているため
3-(7)-②	女性の再就職や起業に関する講座やセミナーの実施回数	3回	5回	5回以上	ハローワーク等と連携した相談や講座の実施は今後も継続していくため
4-(10)-①	全妊産婦との面談を実施する	全妊産婦 と面談を している	全妊産婦 と面談を している	全妊産婦 と面談を している	全妊産婦殿の面談は必須事項であり、実施が前提となっているため
4-(11)-①	性に関する正しい知識に関する講座の実施回数（小中学校を除く）	0回	2回	2回以上	石ヶ瀬会館を中心に学習機会の提供が定着しているため
5-(14)-②	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・性暴力防止啓発の実施回数	0回	1回	2回以上	石ヶ瀬会館を中心に学習機会の提供が定着しているため

（ ）の時点の記載がない場合、「計画策定時」は2019（令和元）年度末時点、「中間見直し時」は、2024（令和6）年度末時点の状況、状態とする。

2 プラン推進のための基本理念

「おおぶ男女共同参画推進条例」第2条をもとに、次のとおりとします。

- (1) 性別に関わりなく個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) 政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 社会における制度又は慣行によって、活動が制限されないよう配慮がされること。
- (4) 地域、職場などの活動に対等に参画し、家庭生活における活動と両立ができるように配慮がされること。
- (5) 性について理解、尊重し、生涯を通じた健康への配慮がされること。
- (6) 国際的な理解や協調の下に推進されること。

3 目指すまちの姿と基本目標

本プランは、「第6次大府市総合計画」で掲げている「施策が目指す大府市の姿」を目指すまちの姿とし、その実現のために5つの基本目標を定めます。

目指すまちの姿 **「性別に関わりなくお互いを尊重しながら支え合う、暮らしやすいまち」**

- 基本目標1 政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍
- 基本目標2 男女共同参画社会に向けての意識改革
- 基本目標3 仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍
- 基本目標4 生涯を通じた健康づくりと男女の性の理解、尊重
- 基本目標5 あらゆる暴力の根絶と安心して暮らせる環境の確保

4 プランの計画期間

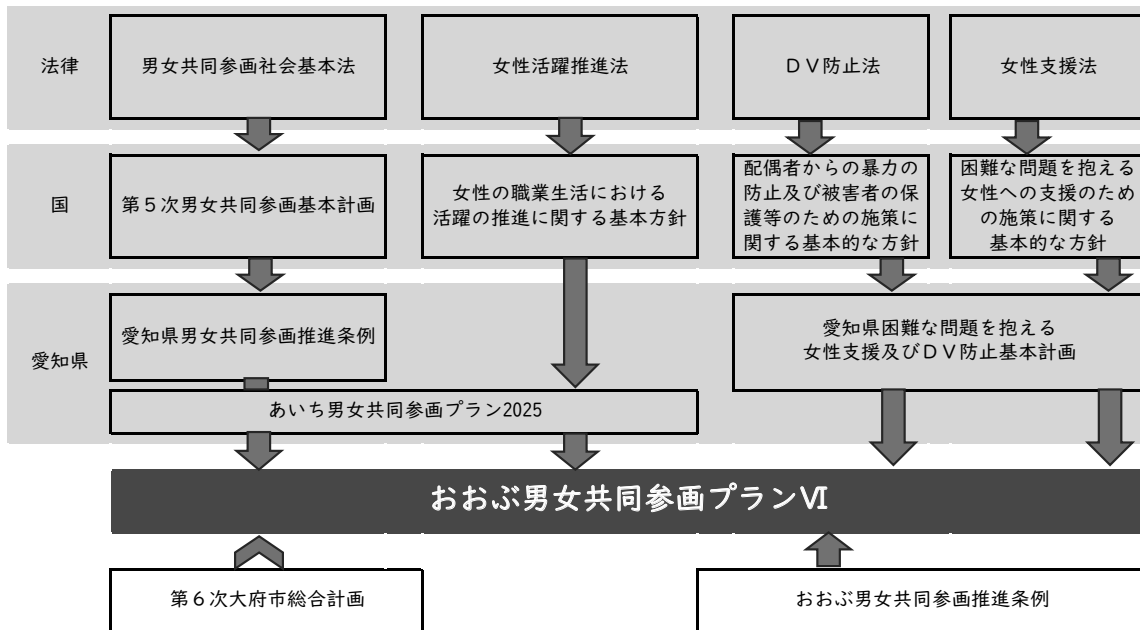
本プランは、令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえ、中間年度である令和7年度に見直しを行いました。

年度	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032
第5次男女共同参画基本計画							次期計画						
あいち男女共同参画プラン2025							次期計画						
第6次大府市総合計画												次期計画	
おおぶ男女共同参画プランVI						見直し	見直し後の計画(5年)					次期計画	

5 プランの位置付け

本プランは、次のような法律に基づき策定しました。プランの策定にあたっては、国、県等の計画や市が策定した他の計画との整合を図りました。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「おおぶ男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく計画
- (2) 本市の「第6次大府市総合計画」における男女共同参画の推進に関する個別計画
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく計画(以下「女性活躍推進計画」という。)
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく計画(以下「DV防止計画」という。)
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という。)第8条第3項に基づく計画(以下「女性支援計画」という。)



6 施策の体系

◎：重点施策

基本目標	施策の方向	具体的施策
1 政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍	(1) 市政運営への女性の参画拡大 (2) 地域活動での女性の活躍促進	◎① 審議会等委員における女性登用の推進 ② 市女性職員の管理職への登用推進 ① 自治区やコミュニティ、各種団体等における代表者や役員への女性の登用促進 ② 女性の視点を取り入れた防災活動の推進
2 男女共同参画社会に向けての意識改革	(3) 男女共同参画についての意識啓発及び学習の場の提供 (4) 男女平等と自立を目指す学校教育	① 市民の男女共同参画意識を高める啓発と学習の場の提供 ① 人権教育、キャリア教育の充実
3 仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍	(5) ワーク・ライフ・バランスの推進 (6) 職場における女性の活躍促進 (7) 仕事との両立のための子育て支援策の充実 (8) 仕事との両立のための介護支援策の充実	◎① 両立支援制度の充実と利用しやすい職場環境の整備 ◎② 男性の家事育児等への参画促進 ③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ◎① 事業所における女性活躍の推進 ② 女性の再就職、起業への支援の充実 ① 保育園や放課後児童健全育成事業の充実 ◎① 介護に関する情報提供、相談事業等の充実
4 生涯を通じた健康づくりと男女の性の理解、尊重	(9) 生涯を通じた健康づくり (10) 男女の性の理解と尊重	① 妊娠、出産への包括的支援 ② 性差に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援 ① 性に関する正しい知識の啓発
5 あらゆる暴力の根絶と安心して暮らせる環境の確保	(11) DV被害者及び困難を抱える女性への支援の充実 (12) DV及び女性に対する暴力防止の啓発	① DV等相談体制の充実と相談窓口の周知 ② DV被害者や困難を抱える女性の安全確保と自立支援の充実 ③ 関係機関等との連携の充実 ① DV防止のための教育と啓発 ② 女性に対するハラスメントや暴力防止の啓発

性別に関わりなくお互いを尊重しながら支え合う、暮らしやすいまち

女性活躍推進計画

DV防止計画・女性支援計画

7 推進体制

本市では、次の組織を中心に、プランVIを推進します。

(1) 大府市男女共同参画審議会

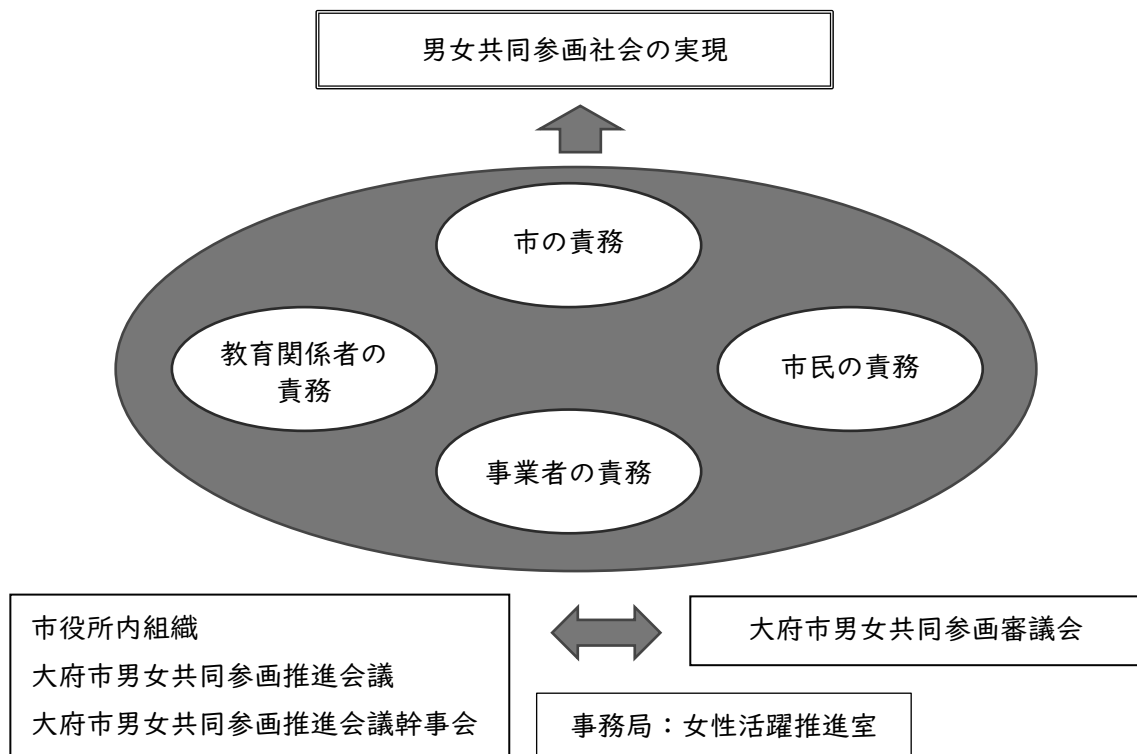
「おおぶ男女共同参画推進条例」第22条に基づき、大府市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画の推進に関し、必要な事項を調査、審議します。

(2) 大府市男女共同参画推進会議

市長を議長とし、副市长、教育長及び部長級の職員で構成し、男女共同参画の推進に関し、全庁的な推進を図ります。

(3) 大府市男女共同参画推進会議幹事会

健康未来部長を会長とし、関係各課等の課長級の職員で構成し、大府市男女共同参画推進会議の下部組織として、男女共同参画の推進に関する調査、連絡調整等を行います。



第3章 プランの内容

基本目標 1 政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍

<現状と課題>

近年、男女共同参画の重要性は社会全体に広く認識され、国や県においてもさまざまな取り組みが展開されています。しかし、国際的に見ると、日本のジェンダー・ギャップ指数（2025（令和7）年6月発表）は148か国中118位と依然として低く、特に政治や経済分野における男女格差の大きさが課題とされています。今後は、女性の首相就任を契機に、政治分野における女性の参画促進やジェンダー平等の進展が期待されます。

本市では、2025（令和7）年3月現在、市議会議員に占める女性の割合は19人中8人で約42%となり、審議会等における女性登用率も50%を超えるなど、意思決定の場における女性の参画は着実に進展しています。今後は、この動きを一過性のものとせず、継続的かつ計画的に女性人材を登用し、意思決定に多様な視点を取り入れていくことが必要です。

市職員においても、女性管理職の比率は着実に向上しており、2025（令和7）年4月時点で19.7%に達しています。これは、女性の採用、育成、登用の各段階において一定の成果があったことを示しています。一方で、依然として全体の2割に満たない水準であり、更なる比率向上に向けた継続的な取組が求められます。

そのためには、育児や介護等と両立できる柔軟な働き方の実現が不可欠です。テレワークや時差勤務の拡充、AIやデジタル技術を活用した業務効率化、長時間労働に依存しない職場文化の醸成などにより、管理職としてのキャリアを現実的に描ける「働きやすい」環境づくりが一層求められます。同時に、女性管理職のロールモデルとなる職員の育成や、キャリア形成への具体的なイメージを持てるよう支援することも重要です。

また、職場における性別による偏りの是正も課題です。たとえば、保育士では女性の比率が高く、男性の参入が限定的である一方、消防士などでは女性の割合が依然として低い状況が続いており、今後は、性別にかかわらず多様な人材が活躍できる職場環境の整備等が求められます。

市政と同様に、地域社会における女性の活躍も欠かせません。2024（令和6）年度

には、自治区の組長に占める女性の割合が19.2%となり、女性防災リーダーが活動する自主防災組織も10団体中8団体に増加するなど、地域活動における女性の参画も着実に進んでいます。地域の担い手として女性の参画をさらに推進するとともに、自主防災活動においては、防災計画の立案や備蓄品の選定などに「女性の視点」を積極的に取り入れていくことが求められます。

今後は、地域や職場において性別にとらわれず、多様な人材が活躍することの重要性についての理解をさらに広げるとともに、女性自身の意欲や能力が十分に発揮されるよう、人材育成や環境整備の一層の充実が課題となっています。



以下、指標の「出典、算出方法」などはP40-41を参照のこと。
 また、()の時点の記載がない場合、「計画策定時」は2019(令和元)年度末時点、「中間見直し時」は、2024(令和6)年度末時点の状況、状態とする。

施策の方向(1) 市政運営への女性の参画拡大

具体的施策		施策の内容	担当課
①	重点 審議会等委員における女性登用の推進	㊦全ての審議会等に女性委員が就任している状況を維持するとともに、女性の登用を推進する。 ㊧様々な研修の機会を活用し、女性の人材育成に取り組む。	女性活躍推進室 審議会等の事務局各課
②	市女性職員の管理職への登用推進	㊦性別によらない人材登用や職員配置に配慮するとともに、研修等を実施し、意識啓発や能力開発を行う。 ㊧出産育児等でキャリアを中断した職員へ研修等の支援を実施する。	人事政策課

指標	計画策定時	中間見直し時	目標値
① 審議会等(法令・条例設置)委員の女性の割合	35.5% (R2.4)	51.2% (R7.4)	40%以上 60%未満
② 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	15.6% (R2.4)	19.7% (R7.4)	20%以上
② 市職員の課長補佐・総括係長級に占める女性の割合	31.1% (R2.4)	33.3% (R7.4)	35%以上

施策の方向(2) 地域活動での女性の活躍促進

具体的施策		施策の内容	担当課
①	自治区やコミュニティ、各種団体等における代表者や役員への女性の登用促進	㊦自治区やコミュニティ活動等において女性を役員に登用し、団体の意思決定に参画できるように働きかける。	協働推進課 女性活躍推進室 団体事務局各課
②	女性の視点を取り入れた防災活動の推進	㊦防災に女性の視点が活かされるように、地域防災活動団体などに働きかける。	危機管理課

指標	計画策定時	中間見直し時	目標値
① 自治区の組長の女性割合	15.1% (R2.4)	19.2%	20%以上
② 女性防災リーダーが活動している自主防災組織数	7組織	8組織	10組織

基本目標 2 男女共同参画社会に向けての意識改革

<現状と課題>

本市では、石ヶ瀬会館を拠点に、講座やイベントを通じた人材の育成や意識の啓発に継続して取り組み、特に、毎年6月の「男女共同参画週間」には、シンポジウムや映画上映、パネル展示などを実施し、市民の理解促進を図っています。こうした取組を通じて、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を身近に感じ、日常生活や地域の中で互いを尊重し合う意識を高めていくことが求められます。

しかし、意識の変化は着実に進んでいるものの、いまだ課題も残されています。2024（令和6）年度の市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対し、反対（反対またはどちらかという反対）と回答した人の割合は56.8%と過半数を占めていますが、賛成（賛成またはどちらかという賛成）の回答も20.9%にのぼっており、一定数の市民に性別による役割の固定観念が根強く残っていることがうかがえます。こうした価値観が無意識のうちに社会のさまざまな場面に影響を及ぼしていることを踏まえ、継続的な意識改革が必要です。

教育の分野においては、男女平等の意識は徐々に浸透してきていますが、理工系分野を進路として選択する女子生徒の割合は依然として低く、その背景には性別による先入観や社会的な期待が影響していると考えられます。本市では、こうした状況を改善するため、2025（令和7）年度に女子中高生を対象とした市内製造業の職場見学や、理系分野で活躍する女性社員との交流会、市内大学での講座などを県と連携して実施しました。進路選択において性別にとらわれず、将来の可能性を自由に描けるよう、キャリア教育や人権教育を、今後も各学校で着実に進めていく必要があります。

また、就業分野においても、職種による男女比の偏りが見られます。たとえば介護や保育分野では女性が多く、建設や製造分野では男性が多数を占めるなど、特定の職業に対する性別イメージが根付いています。こうした背景には、性別に基づく能力の思い込みや社会的な刷り込みが影響しており、希望する分野で誰もが力を発揮できる社会の実現に向けて、これらの固定観念を取り除いていくことが求められます。

私たちの日常に根付く慣習や当たり前とされてきた価値観の中にこそ、見えにくい課題が潜んでいることを踏まえ、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、

職場や地域、学校における啓発活動や学びの機会をさらに充実させていく必要があります。



「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」

現代社会の複雑な人権課題に対応するため、2023（令和5）年4月1日から施行されました。

最も大切な基本理念は、一人ひとりを個人として尊重し、異なる個性を認め合い、社会の一員として包み支え合うという姿勢です。

人権尊重は、市だけでなく、市民、事業者、私たち一人ひとりの責務です。

互いの多様性を認め合い、「人権侵害を許さない」

という強い決意のもと、

誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを、

みんなで作っていきましょう！



施策の方向（３）男女共同参画についての意識啓発及び学習の場の提供

具体的施策	施策の内容	担当課
① 市民の男女共同参画意識を高める啓発と学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 広報紙やSNS、公式ウェブサイトなどを活用し、SDGsなどの国際的な動向も視野に入れた男女共同参画に関する意識を高める啓発を行う。 ㊧ 石ヶ瀬会館等で実施される男女共同参画講座やイベント及びそれらに関連した事業を通して広く市民の意識啓発を行う。 ㊨ 市が発行する刊行物や実施する事業等について、男女共同参画の視点を持つように働きかける。 ㊩ 性的少数者の方々の人権を尊重するための啓発を行う。 	女性活躍推進室 協働推進課 こども若者支援課 福祉まると 相談室

	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
① 市民意識調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」に反対する人の割合		51.3% (R1.7)	56.8%	60%以上

施策の方向（４）男女平等と自立を目指す学校教育

具体的施策	施策の内容	担当課
① 人権教育、キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 児童や生徒に対し、学校や家庭において男女が互いに理解し、協力し合う教育を推進する。 ㊧ 将来、性別にとらわれることなく進路や職業選択できるよう、多様なロールモデルを提示するなどして進路指導や職業観の育成を行う。 	学校教育課 女性活躍推進室

	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
① 人権教育・キャリア教育を実施している市内小中学校		市内全学校 で実施	市内全学校 で実施	市内全学校 で実施

基本目標 3 仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍

<現状と課題>

ワーク・ライフ・バランスの実現とは、仕事と生活の調和を図りながら、誰もが健やかで充実した日常を送れるようにすることです。

働き方やライフスタイルが多様化する中、仕事だけでなく、家事・育児・介護、趣味や地域活動など生活全体を大切にできる環境づくりが求められています。

女性の就業や働き方に対する意識は大きく変化しており、2024（令和6）年、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、こどもが生まれても働き続ける女性は80.9%にのぼっています。一方で、家事や育児にかかる時間は依然として女性の方が長く、家庭内の役割分担には偏りが見られます。

また、核家族化や地域社会とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加などにより、子育て支援に対するニーズは一層高まっています。待機児童対策や多様なニーズへの対応に加え、こどもの成長や生活に与える影響も十分に考慮しながら、切れ目のない支援体制を充実させることが重要です。

本市では、急な病気などで保育園などに預けることができないこどもを保護者に代わって預かる病児・病後児保育の利用施設の拡充のほか、2025（令和7）年からはすべての公設放課後クラブで長期休業中の昼食提供を開始するなど、子育て支援の強化に取り組んでいます。今後は、子育て家庭を地域全体で支える体制づくりと、柔軟な働き方を後押しする施策のさらなる充実が求められます。

一方で、総務省の「就業構造基本調査」によると、2022（令和4）年時点で介護・看護を理由とする離職者は、男性が約3万人であるのに対し、女性は約8万人と、依然として女性の離職者数が多い状況にあります。高齢化の進行に伴い、就業しながら家族の介護を行う「ワーキングケアラー」も増加しています。介護は突発的に発生しやすく、期間や内容も多様であることから、仕事との両立が困難となるケースが少なくありません。特に、管理職など重要な職責を担う世代ではその負担が大きく、障がい者の介護においても同様の課題が指摘されています。

このため、両立支援制度や介護保険制度のさらなる周知・活用促進を図り、誰もが

介護や育児を理由に離職せずに働き続けられる環境整備が必要です。現状では、賃金や職位の格差などの影響により、家庭内での役割分担を考える際、結果として女性が離職を選択するケースが多い傾向にあります。こうした背景を踏まえ、性別にかかわらず柔軟に働き方を選択できる環境づくりや、賃金格差の是正に向けた社会的な理解と取組の促進が求められます。

さらに、晩婚化や少子化の進行により、子育て期と親の介護期が重なる「ダブルケア」も大きな課題となっています。こうした複合的な負担に対応するためには、誰もが安心して相談できる体制の整備や、ライフステージに応じた柔軟かつ実効性のある支援策の充実が求められます。

今後は、男性の育児休業取得率の向上、働く世代の孤立防止、地域に根ざした多世代支援の強化など、関係機関や地域住民との連携を深めながら、誰もが安心して働き続けられる社会の実現をめざす必要があります。



施策の方向（５）ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策		施策の内容	担当課
①	重点 両立支援制度の充実と利用しやすい職場環境の整備	㉞大府市働きやすい企業表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに関する職場環境整備の好事例紹介を行う。 ㉟事業所向けにワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発を行う。 ㊱男性の育児休業取得促進のための啓発を行う。 ㊲「愛知県ファミリー・フレンドリー企業 [※] 」登録や「くるみん [※] 」認定取得の推進を行う。 ㊳働く場所や時間などについて多様で柔軟な働き方ができる制度を整え、両立支援につながるよう事業所に啓発を行う。	商工業ウェルネスバレー推進課 女性活躍推進室
②	重点 男性の家事育児等への参画促進	㉞家事や育児に関するスキルや意義を学ぶ場を用意する。 ㉟ワーク・ライフ・バランスの必要性や効率的な働き方についての意識啓発を行う。 ㊱性別によらず介護に取り組めるよう、男性の介護に関する意識啓発を行う。	女性活躍推進室 高年齢障がい支援課 こども若者支援課
③	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	㉞研修等を実施することにより、他の事業所のモデルとなるよう、市役所においてワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	人事政策課

	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
①	大府市雇用対策協議会 [※] 会員事業所における男性育児休業取得実績のある事業所の割合	12.6% (R2.6)	42.9% (R7.1)	60%以上
③	市職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数（年間）	11.9 時間	11.3 時間	12 時間未満を維持

※ **愛知県ファミリー・フレンドリー企業**：愛知県が登録を推奨する制度で、仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立することができる制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できるような取組を行う企業。

※ **くるみん**：子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた企業の認証。

※ **大府市雇用対策協議会**：大府市内の事業所における新卒採用活動の支援と社員定着活動の支援を主な目的に活動する協議会。製造業、建設業、情報通信業、卸売・小売業、サービス業、医療・福祉の事業所が加盟し会員数は112事業所。（2024（令和6）年度現在）

施策の方向（6）職場における女性の活躍促進

具体的施策		施策の内容	担当課
①	重点 事業所における女性活躍の推進	㊦事業所の経営者や管理職に対して意識啓発を行う。 ㊧「あいち女性輝きカンパニー※」認証取得や「えるぼし※」認定取得の推進を行う。	女性活躍推進室 商工業ウェルネスバレー推進課
②	女性の再就職、起業への支援の充実	㊦ハローワーク等と連携し、相談や情報提供、再就職セミナーなどの支援を行う。 ㊧女性の起業に関する講座の実施や支援情報を提供する。 ㊦子育て期等に退職した女性の再雇用制度の整備に向けた情報提供などの支援を行う。	女性活躍推進室 商工業ウェルネスバレー推進課

	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
①	市民意識調査「職場や社会で活躍する女性が 増えていると思う。」市民の割合	58.2% (H30)	54.4%	65%以上
①	「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	5社	44社	65社以上

施策の方向（7）仕事との両立のための子育て支援策の充実

具体的施策		施策の内容	担当課
①	保育園や放課後児童健全育成事業の充実	㊦延長保育、休日保育、病児・病後児保育等、仕事との両立支援のための保育の充実を図る。 ㊧放課後クラブ等、仕事との両立支援のための放課後児童の育成支援を充実させる。	幼児教育保育課 学校教育課

	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
①	待機児童0人を維持	待機児童0人 (R2.4)	待機児童0人	待機児童0人

※ **あいち女性輝きカンパニー**：愛知県が認証する制度で、女性の採用・職域拡大、育成、管理職登用を促進し、育児・介護と両立できる多様で柔軟な働き方を実現する職場環境を持つ企業が対象。

※ **えるぼし**：女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業で厚生労働大臣の認定を受けた企業の認証

施策の方向（8）仕事との両立のための介護支援策の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
① 重点 介護に関する情報提供、相談事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ㊦介護保険サービスや市の独自サービス、相談窓口について、市民や事業所に情報を発信する。 ㊧介護者の精神面での負担軽減のため、ダブルケアを含め、対象者に合わせた講座の開催や情報提供等を行う。 ㊨無理なく介護を継続するためのサービスを充実させることにより、両立支援を図る。 	高年齢障がい支援課 福祉まるごと 相談室 女性活躍推進室

	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
①	市民意識調査「高齢者の施設や福祉サービスの満足度」	50.9% (H30)	44.2%	55%以上



<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの身体的な性差を理解し合い、人権を尊重しながら、尊厳をもって生きることが重要です。

女性は妊娠や出産など、ライフステージに応じて心身に大きな変化や負荷がかかる可能性があり、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備と、切れ目のない支援が求められます。

本市では、2023（令和5）年に「おおぶこども輝く未来応援八策」を策定し、こどもと子育て世帯の視点に立った支援として、育児負担の軽減、保育・教育環境の充実、相談体制や経済的支援などに取り組んでいます。さらに、2024（令和6）年4月からは「こども家庭センター」を開設し、すべての妊産婦や子育て家庭、こどもを対象とした、切れ目のない相談・支援体制を整えています。

また、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を見据えて健康状態を把握・管理するプレコンセプションケア（将来の妊娠を考慮した健康づくり）は、心身の準備として重要です。特に若い世代がライフデザインの一環として自身の健康に主体的に向き合えるよう、啓発や相談、健診などと連携した支援の充実が求められます。

近年では、女性の就業率の上昇や晩婚化、平均寿命の伸長など、ライフスタイルの変化が女性の健康課題に影響を与えています。月経、妊娠・出産、更年期といったライフステージごとの健康課題に対する理解と支援が十分でない場合、望まない離職やキャリアの中断につながるおそれがあり、女性が健やかに活躍し続けるためには、正しい知識の普及と社会的関心の喚起が不可欠です。

一方で、男性についても、更年期障害や長時間労働による心身への影響が指摘されていますが、こうした健康課題への認知はまだ十分とはいえません。

心身の健康を生涯にわたって維持するためには、男女双方の健康課題に対する理解を深め、それぞれのライフステージや個々の状況に応じた支援を継続的に進めていくことが重要な課題となっています。

施策の方向（9）生涯を通じた健康づくり

具体的施策		施策の内容	担当課
①	妊娠、出産への包括的支援	㉞全ての妊産婦との面接やリスクを抱える妊産婦への支援を行う。 ㉟妊産婦に子育て支援情報の周知を図る。 ㊱不妊治療への経済的な支援を実施する。	健康増進課 (こども家庭センター)
②	性差に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援	㉞がん検診受診を推進する。 ㉟健康寿命を延ばす事業を実施し、健康づくりの支援を行う。 ㊱心や体の健康に関する啓発や相談窓口の周知を図る。	健康増進課 女性活躍推進室

指 標		計画策定時	中間見直し時	目標値	
①	この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	97.8%	96.9%	99.5%	
②	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	女性	平均寿命 87.6年 健康寿命 83.7年 差 3.9年 (R 1)	平均寿命 88.1年 健康寿命 84.5年 差 3.6年 (R 5)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
		男性	平均寿命 81.5年 健康寿命 79.9年 差 1.6年 (R 1)	平均寿命 83.1年 健康寿命 81.4年 差 1.7年 (R 5)	

施策の方向（10）男女の性の理解と尊重

具体的施策		施策の内容	担当課
①	性に関する正しい知識の啓発	㉞思春期の子を持つ保護者に向けて、学習の機会や情報を提供する。 ㉟学校教育において、発達段階に応じて性に関する適切な教育を行う。 ㊱更年期症状をはじめとした男女の性差についての学習の機会を提供する。	女性活躍推進室 健康増進課 学校教育課

指 標		計画策定時	中間見直し時	目標値
①	石ヶ瀬会館での性に関する正しい知識に関する講座への参加者数（累計）	実施なし (R 2)	253人 (R 3からの累計)	350人以上

<現状と課題>

近年、女性が直面する困難は、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力、生活困窮、家族関係の破綻など、より多様化・複雑化・複合化しています。

本市では、DV防止に向けた取り組みとして、NPO等と連携し、専門相談員の配置や民間DVシェルター※の設置支援などを実施してきました。また、DVがこどもに与える影響にも配慮し、児童虐待対応部署や警察など関係機関と連携しながら、今後も引き続き被害者支援に取り組んでいく必要があります。

DVというと身体的暴力の印象が強い傾向がありますが、精神的・経済的暴力など多様な形態が存在し、男性や性的マイノリティを含む被害者も少なくありません。こうした実態について、市民の理解を深めることが重要です。特に若年層に対しては、交際中の暴力（いわゆるデートDV※）の防止に向けた啓発を継続するとともに、男性被害者への相談支援体制の整備も今後の課題となっています。

さらに、2024（令和6）年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性の福祉と人権の尊重、男女平等の理念に基づいた支援の枠組みが国全体で整備されつつあります。女性は、性暴力や虐待、予期せぬ妊娠、不安定な就労、そして孤独や孤立といった社会的困難にも直面しやすい状況にあり、これらの課題は相互に関連しながら深刻化する傾向にあります。

こうした背景のもと、本市においても、関係機関や支援団体等との連携を一層深めながら、DVをはじめとする多様な困難を抱える人々に対する支援体制のさらなる充実と対応の強化が求められています。

※ DVシェルター：DVにあった被害者を、加害の原因者等から隔離し、保護するための施設。

※ デートDV：カップル間で交際相手から受ける暴力のこと。

施策の方向（II）DV被害者及び困難を抱える女性への支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
① DV等相談体制の充実と相談窓口の周知	㊦石ヶ瀬会館における電話、面接相談や弁護士による女性相談を実施する。 ㊧愛知県と連携し、男性DV被害者相談を実施する。 ㊨研修等で相談員のスキルアップを行う。 ㊩広報紙や公式ウェブサイト、リーフレットなどで相談窓口の周知を図る。 ㊪多言語での相談対応の充実と相談窓口の周知を図る。	女性活躍推進室 文化交流課
② DV被害者や困難を抱える女性の安全確保と自立支援の充実	㊦被害者の自立に向けて、相談員が各所に同行するなどして一貫した支援を行う。 ㊧民間DVシェルター整備に必要な支援を行う。 ㊨住宅の確保や就労に関する情報提供を行う。 ㊩加害者への情報漏えいがないよう、関係各課による情報管理を徹底する。 ㊪住民基本台帳の閲覧制限などの制度について、被害者へ周知する。	女性活躍推進室 DV等連絡会 関係各課
③ 関係機関等との連携の充実	㊦DV及び困難を抱える女性連絡会*の開催や、愛知県などが主催する会議への参加により、関係機関、関係各課との連携を強化する。 ㊧警察等との連携により、被害者や相談員の安全を確保する。 ㊨DV相談マニュアルは継続的に見直しを行う。	女性活躍推進室 DV等連絡会 関係各課

	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
①	DVや困難を抱える女性に対する相談窓口開設の維持	石ヶ瀬会館 休館日を 除く毎日	石ヶ瀬会館 休館日を 除く毎日	石ヶ瀬会館 休館日を 除く毎日
②	安全確保体制の維持	安全確保 体制が 整備されて いる	安全確保 体制が 整備されて いる	安全確保 体制が 整備されて いる
③	DV及び困難を抱える女性連絡会の開催回数	1回	1回	1回以上

* DV 及び困難を抱える女性連絡会：大府市が主催するDV等に関する連携、情報交換を目的とした会議。「DV等連絡会」と記載。（参照 P38）

施策の方向（12）DV及び女性に対する暴力防止の啓発

具体的施策		施策の内容	担当課
①	DV防止のための教育と啓発	㊦デートDV防止講座の実施やパンフレット等の配布により、若年層への啓発を行う。 ㊧イベントや広報紙、公式ウェブサイトでのDV防止の啓発を行う。 ㊨DV加害者の更生に対する国や愛知県などの取組について情報収集を行う。	女性活躍推進室
②	女性に対するハラスメントや暴力防止の啓発	㊦職場や地域、学校など様々な場で起こるハラスメントの防止に関する啓発を行う。 ㊧性犯罪・性暴力防止の啓発を行う。	女性活躍推進室 人事政策課 学校教育課

指 標

計画策定時

中間見直し時

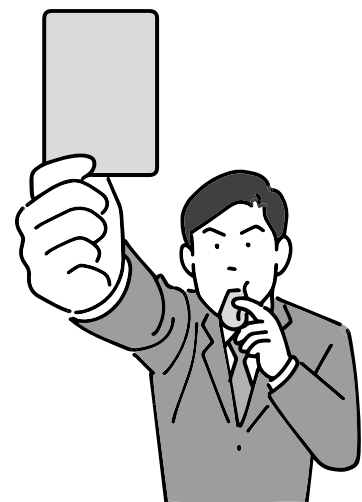
目標値

① DV防止啓発講演会や講座の満足度

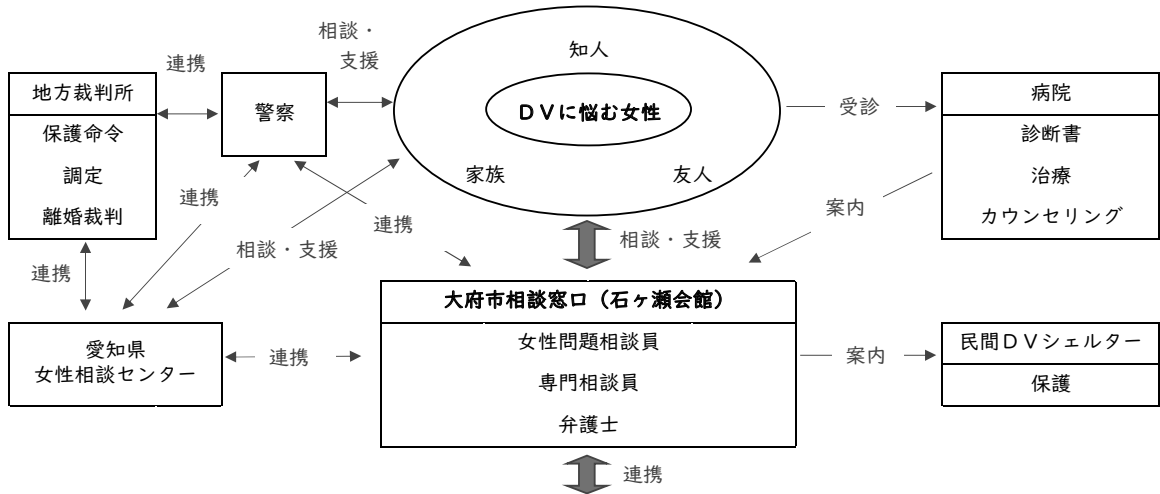
95%

96%

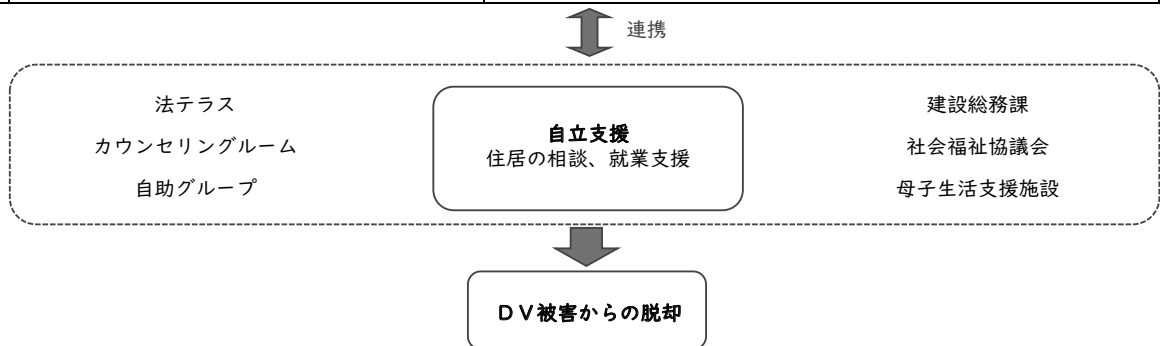
95%以上



DV及び困難を抱える女性に関する支援体制



DV等連絡会 (女性活躍推進室)	知多保健所	健康相談
	知多福祉相談センター	母子分離
	東海警察署	緊急保護、加害者対応、被害発生防止のための必要な措置
	あいち小児保健医療総合センター	こどもの心のケア
	大府市高齢者・障がい者虐待防止センター	高齢者、障がい者支援
	教育委員会	就学手続き、情報の適切な管理
	市民課	住民基本台帳の閲覧制限
	文化交流課	外国人支援
	地域福祉課	生活保護
	福祉まるごと相談室	相談窓口
	女性活躍推進室	DV防止
	健康増進課・子ども家庭センター	健康相談、心のケア、母子生活支援



※DVに悩む男性の相談窓口については、愛知県男性DV被害者ホットラインがあります。

施策の進捗状況を表す指標及び目標一覧

★変更指標

基本目標-施策の 方向-具体的施策	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値
	出典、算出方法など			
1-(1)-①	審議会等(法令・条例設置)委員の女性の割合	35.5% (R2.4)	51.2% (R7.4)	40%以上 60%未満
	法令・条例を根拠に市が設置する審議会等における女性委員の割合			
1-(1)-②	市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	15.6% (R2.4)	19.7% (R7.4)	20%以上
	管理職手当を支給されている職員(管理又は監督の地位にある職員)のうち、課長級以上の職を占める職員における女性の割合			
★ 1-(1)-②	市職員の課長補佐・総括係長級に占める女性の割合	31.1% (R2.4)	33.3% (R7.4)	35%以上
	管理職の候補となる職員に占める女性の割合			
1-(2)-①	自治区の組長の女性割合	15.1% (R2.4)	19.2%	20%以上
	各自治区を構成している単位「組」の長の女性の割合			
1-(2)-②	女性防災リーダーが活動している自主防災組織数	7組織	8組織	10組織
	防災士の資格及び大府防災大学の卒業者の女性が活動に参加している自主防災組織の数			
2-(3)-①	市民意識調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」に反対する人の割合	51.3% (R1.7)	56.8%	60%以上
	市民意識調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について「反対」又は「どちらか」というと反対」と答えた市民の割合			
★ 2-(4)-①	人権教育・キャリア教育を実施している市内小中学校	市内全学校で 実施	市内全学校で 実施	市内全学校で 実施
	道徳教育・職場体験活動等を通じて、人権教育・キャリア教育を実施している市内の小中学校			
★ 3-(5)-①	大府市雇用対策協議会会員事業所における男性育児休業取得実績のある事業所の割合	12.6% (R2.6)	42.9% (R7.1)	60%以上
	大府市雇用対策協議会会員事業所の中で、過去も含めて男性の育児休業取得者の実績がある事業所の割合			
3-(5)-③	市職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数(年間)	11.9時間	11.3時間	12時間未満 を維持
	正規職員一人あたりの月平均時間外勤務時間(特別職(市長、副市長、教育長)、管理職、短時間再任用職員、派遣・出向職員、技能労務職、産前産後休暇、育児休業、退職等で当該年度中に全く勤務しない職員を除く)			
3-(6)-①	市民意識調査「職場や社会で活躍する女性が増えていると思う。」市民の割合	58.2% (H30)	54.4%	65%以上
	市民意識調査で「職場や社会で活躍する女性が増えていると思う」について「増えていると思う」と答えた市民の割合			
★ 3-(6)-①	「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	5社	44社	65社以上
	市内に本社がある企業等で、あいち女性の輝きカンパニーの認証企業数を増加			

基本目標-施策の方向-具体的施策	指 標	計画策定時	中間見直し時	目標値	
	出典、算出方法など				
★ 3-(7)-①	待機児童0人を維持	待機児童0人 (R2.4)	待機児童0人	待機児童0人	
	保育園：調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く)又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない児童の数(その他、企業主導型保育事業の利用者や、大府市認定保育室の利用者は待機児童から除外する) 放課後クラブ：放課後クラブの入所を申し込み、入所基準を満たしているが、入所できない児童の数				
3-(8)-①	市民意識調査「高齢者の施設や福祉サービスの満足度」	50.9% (H30)	44.2%	55%以上	
	市民意識調査で「高齢者の施設や福祉サービスの満足度」に「満足」、「おおむね満足」と回答した人の割合				
★ 4-(9)-①	この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	97.8%	96.9%	99.5%	
	4か月児健診の問診で、「この地域で、今後も子育てをしていきたいか」に「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合				
★ 4-(9)-②	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	女性	平均寿命87.6年 健康寿命83.7年 差3.9年 (R1)	平均寿命88.1年 健康寿命84.5年 差3.6年 (R5)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
		男性	平均寿命81.5年 健康寿命79.9年 差1.6年 (R1)	平均寿命83.1年 健康寿命81.4年 差1.7年 (R5)	
	「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班」が示す「健康寿命の算定方法の方針」により算定した健康寿命の増加				
★ 4-(10)-①	石ヶ瀬会館での性に関する正しい知識に関する講座への参加者数(累計)	実施なし (R2)	253人 (R3からの累計)	350人以上	
	石ヶ瀬会館が市内で実施した性に関する正しい知識に関する講座やセミナー等への参加者の累計数				
★ 5-(11)-①	DVや困難を抱える女性に対する相談窓口開設の維持	石ヶ瀬会館 休館日を除く毎日	石ヶ瀬会館 休館日を除く毎日	石ヶ瀬会館 休館日を除く毎日	
	石ヶ瀬会館で実施している女性悩みごと相談が、石ヶ瀬会館休館日を除き毎日実施されている				
5-(11)-②	安全確保体制の維持	安全確保体制が整備されている	安全確保体制が整備されている	安全確保体制が整備されている	
	民間DVシェルターが設置され、DV被害者や困難を抱える女性の状況に合わせた同行支援や支援措置を実施する体制ができています				
★ 5-(11)-③	DV及び困難を抱える女性連絡会の開催回数	1回	1回	1回以上	
	関係機関が集まる、市主催のDV等連絡会の実施回数				
5-(12)-①	DV防止啓発講演会や講座の満足度	95%	96%	95%以上	
	市(石ヶ瀬会館の指定管理者を含む)が市内で実施したDV防止に関する講座やセミナーの参加者アンケートで「満足」、「まあ満足」と答えた割合				

資料編

1 男女共同参画に関する出来事（年表）

年	世界	日本	愛知県	大府市
昭和50年 (1975)	・国連「国際婦人年」 (1976年～1985年「国連婦人の10年」)			
昭和60年 (1985)		・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」承認、批准 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 (以下「男女雇用機会均等法」という。) 成立		
昭和62年 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和63年 (1988)				・教育委員会社会教育課 青少年婦人係設置
平成元年 (1989)			・「あいち女性プラン」策定	・第1回「おおぶ女性のつどい」開催 ・石ヶ瀬会館開館
平成2年 (1990)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	・合計特殊出生率1.57に急落、少子化対策強化		
平成3年 (1991)			・女性総合センター基本計画策定	・「女性の自立と社会参加の推進」を第3次大府市総合計画に位置付け
平成4年 (1992)		・「育児休業等に関する法律」施行 ・「岩手銀行事件」で提訴した女性行員が勝訴（仙台高裁）		・女性を中心にした市民活動の活発化（アスパやエコバックの普及活動など環境問題への取組本格化、高齢者福祉の分野での市民団体設立）
平成5年 (1993)		・中学校での家庭科の男女必修開始 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」成立	・女性総合センター起工式	
平成6年 (1994)		・高等学校での家庭科の男女必修開始	・「あいち農山漁村女性プラン」策定	・「大府市女性登用推進要綱」施行
平成7年 (1995)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」施行		・「大府女性行動プラン」策定
平成8年 (1996)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・愛知県女性総合センター開館	・組織改正により企画部 青少年女性室 ・石ヶ瀬会館に男女共同参画行政専門員配置
平成9年 (1997)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	・女性団体の連携の強化や情報交換を目的に「おおぶ女性連絡会」発足
平成10年 (1998)			・あいち男女共同参画推進市町村サミット開催	

年	世界	日本	愛知県	大府市
平成11年 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」成立、施行	・「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催(総理府共催)	・「おおぶ男女共同参画プラン」策定
平成12年 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「ストーカー行為等の規制に関する法律」成立、施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・組織改正により市民部 青少年女性課
平成13年 (2001)		・男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」成立、一部施行	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	・石ヶ瀬会館2階増築(料理室、食事室、相談室、託児室)
平成14年 (2002)			・「愛知県男女共同参画推進条例」施行 ・愛知県男女共同参画審議会発足	
平成15年 (2003)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」成立 ・「少子化社会対策基本法」成立		・「おおぶ男女共同参画推進条例」制定
平成16年 (2004)		・「DV防止法」一部改正 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)一部改正 ・配偶者特別控除を廃止	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	
平成17年 (2005)	・第49回国連婦人の地位委員会	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジプラン」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・「おおぶ男女共同参画プランⅢ」策定 ・「大府市次世代育成支援対策行動計画」を策定
平成18年 (2006)		・「男女雇用機会均等法」改正	・愛知県女性総合センターに指定管理者制度導入 ・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定	
平成19年 (2007)		・DV防止法一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		

年	世界	日本	愛知県	大府市
平成20年 (2008)		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
平成21年 (2009)				・石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例一部改正 ・石ヶ瀬会館の管理及び運営に指定管理者制度導入 ・組織改正により市民協働部協働促進課青少年女性室
平成22年 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会	・「児童扶養手当法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「あいちはぐみんプラン」策定	
平成23年 (2011)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」発足		・「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	・「おおぶ男女共同参画プランⅣ」策定
平成24年 (2012)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・閣議決定「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画		
平成25年 (2013)		・閣議決定「日本再興戦略」策定 ・DV防止法一部改正	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ・「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」設置	・「おおぶ女性連絡会」を「おおぶ男女共同参画ネットワーク」へ名称変更
平成26年 (2014)		・「日本再興戦略」改訂 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo2014)開催	・組織改編で男女共同参画室を課に格上げ、新ポスト「女性の活躍促進監」を創設	
平成27年 (2015)	・UnWomen日本事務所開設 ・国連「SDGs(持続可能な開発目標)」採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」成立 ・WAW!2015開催 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「あいちはぐみんプラン2015-2019」策定 ・あいち・ウーマノミクス推進事業開始	
平成28年 (2016)		・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・女性の活躍推進のための開発戦略 ・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意 ・女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」	・「あいち仕事と生活の調和行動計画2016-2020」策定 ・「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会を目指して～」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」策定	・「おおぶ男女共同参画プランⅤ」策定 ・職場環境整備に関する企業等に向けたセミナー開始

年	世界	日本	愛知県	大府市
平成28年 (2016)		改正 ・WAW! 2016開催		
平成29年 (2017)	・セクシュアル・ハラスメントを告発する#MeToo運動の広がり	・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ・強姦罪の構成要件、法定刑の見直し等		・男性向け育児講座、管理職セミナー開始 ・組織改正により市民協働部青少年女性課
平成30年 (2018)	・紛争や戦争時の性暴力の終結への努力に対するノーベル平和賞授与	・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2018」策定 ・「セクハラ対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定	・大府市、大府商工会議所共同「イクボス宣言」 ・「あいち女性の活躍促進宣言」 ・市長「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同
平成31年 令和元年 (2019)	・「W20 (Women20)」日本開催(「国際女性会議 WAW!」と同時開催)	・「令和」に改元 ・「女性活躍推進法」一部改正 ・「女性活躍加速のための重点方針2019」策定		
令和2年 (2020)	・新型コロナウイルス感染症に関連した外出制限などによるDVの増加	・「女性活躍加速のための重点方針2020」策定 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「あいちはぐみんプラン2020-2024」策定	・「おおぶ男女共同参画プランVI」策定
令和3年 (2021)		・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律施行	・「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」策定	・組織改正により健康未来子ども未来課
令和4年 (2022)	・G20 女性活躍担当大臣会合開催(インド)	・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」策定 ・AV出演被害防止・救済法施行		
令和5年 (2023)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正 ・第5次男女共同参画基本計画一部変更閣議決定		・「大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」開始
令和6年 (2024)	・第68回国連女性の地位委員会開催(ニューヨーク)	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」策定	・組織改正により健康未来部こども若者女性課
令和7年 (2025)		・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に係る法律等の一部改正	・「あいち男女共同参画プラン2030～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2030」策定	・組織改正により健康未来部女性活躍推進室 ・「おおぶ男女共同参画プランVI」中間見直し

2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで

き、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られる

ことに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（2）男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

以下、省略

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条
—第5条の4）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条—第31条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をし

ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、

関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （女性相談支援員による相談等）
- 第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
- （女性自立支援施設における保護）
- 第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
- （協議会）
- 第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- （秘密保持義務）
- 第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （協議会の定める事項）
- 第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組

織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止

するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- (10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で

定める行為をすること。

- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

(3) 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

- (3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に

対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法

律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立てに係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令

をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発す

るものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第101条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害

者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

以下、省略

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日号外法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職

業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般

事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第

1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
 - (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。
- (委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めると

ころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事

業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）計画期間
 - （2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - （3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- （1）その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

- (2) その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (4) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる情報
- (2) 前項第3号に掲げる情報又は同項第4号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
- （特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
- 第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- (1) その任用する職員の男女の給与の額の差異
- (2) その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (4) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができる

ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反したとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

以下、省略

5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日号外法律第52号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために

必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

らない。

(都道府県基本計画等)

- 第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回

復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
- (女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- (女性相談支援員)
- 第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号

までを除く。)並びに第22条第2項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認められる者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支

援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

(2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

(3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する

調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

(1) 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

(4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

(5) 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。)

(2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(2) 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日

(3) 附則第35条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の公布の日のいずれか遅い日

(4) 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

以下、省略

6 おおぶ男女共同参画推進条例

平成15年9月25日
大府市条例第20号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策等（第9条—第21条）
- 第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理（第22条・第23条）
- 第4章 雑則（第24条）
- 附則

「健康都市」をうたう大府市は、個人の尊重と法の下の平等を明記した日本国憲法や、個性の違いを認める社会の実現を目指す男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、男女共同参画を推進し、すべての人々が差別や暴力と無縁に、安心して暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる領域に希望をもって参画できる「健康都市」を築くために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、性別による固定的な役割分担を解消し、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）女性及び男性の個人としての尊厳を重んじ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- （2）女性及び男性は、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （3）女性及び男性は、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会の制度又は慣行によって、その活動が制限されることなく、自由に多様な活動が選択できるように配慮されること。
- （4）女性及び男性は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画し、両立することができるように配慮されること。
- （5）女性及び男性は、互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、生涯を通じた女性の健康と、その健康について女性自らの意思で自己決定する権利（以下「性と生殖に関する健康と権利」という。）が尊重されること。
- （6）男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

（市の責務）

第3条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、連携して男女共同参画施策を実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、女性及び男性が職場における活動に平等に参画できる機会の積極的確保に努めるとともに、職場生活と育児、介護等の家庭生活が両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
(教育関係者の責務)

第6条 学校教育その他の教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手に不快感又は不利益を与える性的侵害をいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する、著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力行為をいう。）を行ってはならない。
(情報の表示に関する配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、行動計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努め、大府市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(拠点施設)

第12条 市は、男女共同参画施策を実施するとともに、市民及び事業者による男女共同参画に関する取組を支援するため、拠点施設を設置するものとする。

(性別による権利侵害の防止及び支援)

第13条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、各種制度の利用あっせん、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第14条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(参画機会の拡大及び是正措置)

第15条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、女性又は男性のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。
(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(学習及び教育に対する支援等)

第17条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第18条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民、団体及び事業者(当該活動を主として行うものに限る。)に対し、その主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第19条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的協調)

第20条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第21条 市長は、行動計画に基づいた男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理

(大府市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画事業の推進に資するため、大府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べるすることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情の処理)

第23条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策若しくは男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合には、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、調査を行うことができる。この場合において、当該申出に係る関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

5 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、当該申出に係る関係者に対し、要請又は指導を行うことができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

7 大府市男女共同参画審議会規則

平成15年9月25日
大府市規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、おおぶ男女共同参画推進条例（平成15年大府市条例第20号）第22条第7項の規定に基づき、大府市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自治会又はコミュニティの代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 教育関係者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第4条 審議会の運営に関し指導又は助言を得るため、審議会に助言者を置くことができる。

- 2 助言者は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が依頼する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

8 大府市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、庁内の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な推進を図るため、大府市男女共同参画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長、副市長及び市長が別に定める者をもって組織するものとし、会議の議長は、市長をもって充てる。

2 会議に幹事会を置く。

3 幹事会は、市長が別に定める者をもって構成し、幹事会長は男女共同参画に関する事務を所掌する部等の長をもって充てる。

(招集)

第4条 会議又は幹事会は、それぞれ議長又は幹事会長が招集する。

(委任)

第5条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

9 大府市女性登用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策決定の場に反映させるため、大府市の審議会等委員への女性の登用を積極的に推進することを目的とする。

(対象)

第2条 女性の登用を推進する審議会等（以下「審議会等」という。）は、法令及び条例・規則を根拠に設置されている機関とし、要綱等により設置された委員会等についても、これに準ずるものとする。

(目標)

第3条 審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、女性又は男性のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努める。

2 女性委員のいない審議会等は、委員改選の際に解消する。

3 前2項の目標を達した審議会等は、さらに女性委員の登用比率を高めるように努めるものとする。

(所管の長の役割)

第4条 審議会等を所管する各課等の長（以下「所管の長」という。）は、委員改選のとき、女性の登用を推進し、目標達成に努めるものとする。

2 所管の長は、委員の選任基準を見直し、女性の登用ができるよう必要な処置を講ずるものとする。

3 所管の長は、女性の人材発掘及び人材育成に努める。

(登用計画)

第5条 所管の長は、審議会等への女性登用計画を作成し、市長に提出する。

(登用状況の報告)

第6条 所管の長は、毎年4月1日現在の女性登用状況を市長に報告する。

2 市長は、報告された女性登用状況を調査し、目標達成のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

10 大府市男女共同参画審議会委員名簿

任期：2025（令和7）年4月1日～2027（令和9）年3月31日
（敬称略）

役職名	氏名	所属等	備考
会長	笠松 千尋	女性の活躍・多文化共生活動経験者 （現：日本語指導者）	
副会長	中庄 とみえ	NPO代表（NPO法人ミューぷらん・おおぶ 副理事長）	
委員	山本 芳	区長代表（横根自治区）	
〃	西村 剛志	教育関係者（大府市立北山小学校 校長）	
〃	田中 剛	労働者代表（愛三工業労働組合 書記長）	～令和7年9月30日
〃	小川 友世	労働者代表（愛三工業労働組合 副執行委員 長）	令和7年10月1日～
〃	嘉無木 美穂子	キャリアコンサルタント・事業所代表（星和 化成株式会社 総務課長）	
〃	磯部 法子	キャリアコンサルタント・事務所代表（コン フィア社会保険労務士事務所代表）	
〃	近藤 亜美	公募委員	
助言者	岸 智子	南山大学 経済学部 教授	

事務局

氏名	所属	備考
北川 美香	健康未来部長	
林 美幸	健康未来部 女性活躍推進室長	
片岡 優	健康未来部 女性活躍推進室 主査	

※所属は、本プラン中間見直し時点を掲載しています。（2026（令和8）年3月）

II おおぶ男女共同参画プランⅥ策定及び中間見直しの経過

策定時

年月日	内 容
令和元年 6月 7日	第1回大府市男女共同参画審議会
令和元年 7月	市男女共同参画調査実施
令和元年 11月 15日	第2回大府市男女共同参画審議会
令和2年 1月 31日	第3回大府市男女共同参画審議会
令和2年 3月 18日	第4回大府市男女共同参画審議会
令和2年 6月 19日	第1回大府市男女共同参画審議会
令和2年 8月 11日	第2回大府市男女共同参画審議会
令和2年 9月 17日 令和2年 9月 30日	大府市議会総務委員協議会、大府市議会全員協議会 において説明
令和2年 10月 1日～ 令和2年 10月 30日	パブリックコメント実施
令和2年 11月 19日	第3回大府市男女共同参画審議会
令和3年 3月 12日	第4回大府市男女共同参画審議会

中間見直し時

年月日	内 容
令和7年 7月 9日	第1回大府市男女共同参画審議会 ・プランⅥ中間見直しの骨子案 ・プランⅥ中間見直し諮問
令和7年 7月～11月	市内事業所調査実施
令和7年 10月 24日	第2回大府市男女共同参画審議会 ・プランⅥ中間見直し（案）及び答申
令和7年 12月 12日 令和7年 12月 18日	大府市議会厚生文教委員協議会、大府市議会全員協議会 において説明
令和7年 12月 19日～ 令和8年 1月 17日	パブリックコメント実施
令和8年 2月 6日	第3回大府市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの実施について説明 ・プランⅥ中間見直し（最終案）

12 大府市男女共同参画審議会への諮問

7大女第373号
令和7年7月9日

大府市男女共同参画審議会
会長 笠松 千尋 様

大府市長 岡村 秀人

おおぶ男女共同参画推進条例第9条の規定に基づく
行動計画の改定について（諮問）

おおぶ男女共同参画推進条例（平成15年9月25日大府市条例第20号）第9条の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

「おおぶ男女共同参画プランVI」中間見直し（案）について

13 大府市男女共同参画審議会からの答申

令和7年10月24日

大府市長 岡村 秀人

大府市男女共同参画審議会
会長 笠松 千尋

おおぶ男女共同参画推進条例第9条の規定に基づく
行動計画の改定について（答申）

令和7年7月9日付け7大女第373号で諮問のありましたおおぶ男女共同参画推進条例第9条の規定に基づく行動計画の改定につきましては、慎重に審議した結果、修正案として別添のとおり答申します。

なお、改定にあたり、下記の事項について取り組まれるよう希望します。

記

○男女共同参画社会の実現に向け、その意義や必要性を広く周知し、市、市民、事業者、教育関係者が一体となって、誰もがその個性を生かし、能力を発揮できる社会の実現に向けて引き続き取り組むこと。

○本プランを継続的に推進するため、進捗状況の点検及び評価を継続して行い、その結果を庁内及び関係機関と共有しながら、連携を一層深め、計画の実効性を高める取組を進めること。

本プランを通じて、時代の変化に的確に対応した、すべての人が自分らしく活躍できるまちづくりが、より一層進んでいくことを願っております。



おおぶ男女共同参画プランⅥ

さんかく！おおぶ

2026（令和8）年3月発行

発行

大府市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL 0562-47-2111（代表）

ウェブサイト URL <https://www.city.obu.aichi.jp/>

編集

大府市 健康未来部 女性活躍推進室